第3期 宇和島市子ども・子育て支援事業計画

一案一

令和7(2025)年2月 愛媛県 宇和島市

~ 目 次 ~

| 第1章 計画の概要 | |
|---------------------------------|------------|
| 【1】計画策定の社会的背景と趣旨 | 1 |
| 【2】計画の概要について | 3 |
| 第2章 本市の子育てを取り巻く現状 | 5 |
| 【1】人口等の現状 | |
| 【2】子育て支援施設等の利用状況 | |
| 【3】地域子ども・子育て支援事業の状況 | 17 |
| 第3章 本市における子育て支援の取組状況と課題 | 21 |
| 【1】第2期計画の主な取組と今後の課題 | |
| 【2】アンケート調査結果の概要 | |
| 【3】現状分析から読み取れる本市の課題 | 47 |
| 第4章 計画の考え方 | |
| 【1】基本理念と基本目標 | |
| 【2】施策体系 | 5(|
| 第5章 施策の展開 | 51 |
| 基本目標1 健やかな成長を支える環境づくり | 51 |
| 基本目標2 子育てを支える基盤づくり | 54 |
| 基本目標3 安心して子育てできる環境づくり | 57 |
| 基本目標4 未来を生き抜く力を育む学びの場づくり | 59 |
| 基本目標5 配慮が必要な家庭への支援環境づくり | 63 |
| 基本目標6 地域で子どもを見守るまちづくり | 67 |
| 第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 - | 6 <u>9</u> |
| 【1】教育・保育提供区域の考え方 | 69 |
| 【2】見込量算出の考え方 | 69 |
| 【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策 | 7(|
| 第7章 計画の推進にあたって | |
| 【1】計画の推進体制 | 83 |
| 【2】計画の点検及び評価 | 84 |

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 社会的背景

我が国においては、総人口の減少に伴う少子高齢化や核家族化の進行といった情勢の中で、子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。特に子育てに伴う経済的、身体的負担や子育ての孤立感、子どもへの虐待や貧困問題など、子育てに関わる社会的な問題は多様化しており、子育てを地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

そのような中、令和5 (2023) 年における我が国の出生数は約73万人と過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少傾向にあります。

一方、国の少子化対策は「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)」が 10 年延長されるとともに、平成 24 (2012) 年には「子ども・子育て関連 3 法*1」(以下「子ども・子育て支援法」という。)が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

令和3 (2021) 年には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会*2」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和5 (2023) 年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「こども基本法(令和4年法律第77号)」が包括的な基本法として施行されるとともに「こども家庭庁」が創設され、施策推進の司令塔の役目を果たすこととなりました。

^{※1 「}子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(認定こども園法の一部改正)」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

^{※2} 常に子どもの最善の利益を第一に、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境 を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという 考え方のこと。

2 根拠法について

「子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的、総合的に提供するため、5年を1期として市町村に策定が義務付けられている計画です。

「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子 ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施 に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるも のとする。

「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)」(抜粋)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び 事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び 幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整 備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生 活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以 下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3 計画策定の趣旨

本市では、国の指針**に基づき、令和2 (2020) 年に「第2期 宇和島市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し「笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島」を基本理念とし、子どもの未来や家庭のために、様々な子育て支援施策を実施することにより、全ての子どもが心豊かで健やかに育つ宇和島市を目指して、様々な取組を推進してきました。

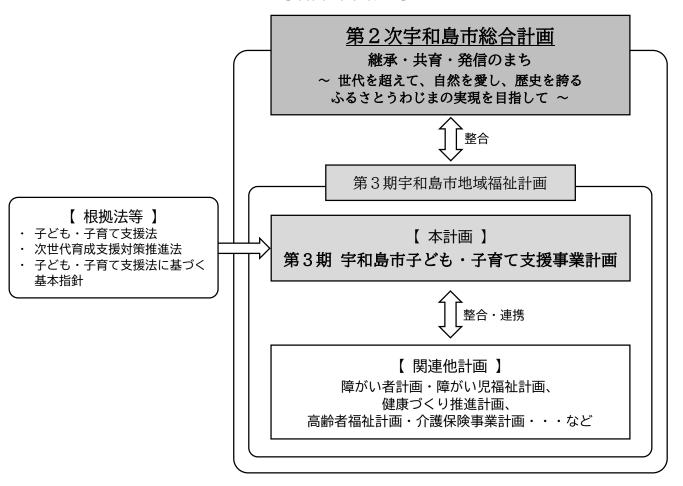
この度、第2期計画期間の満了に伴い「第3期 宇和島市子ども・子育て支援事業計画」 (以下「本計画」という。)を策定し、施策の点検、評価結果や新たな課題等を踏まえ、今 後の取組を見直し、令和7 (2025) 年度からの計画を策定します。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・ 子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示 第 159 号)」(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」)

1 計画の位置付け

本計画は「子ども・子育て支援法」の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担っています。また、本市の最上位計画である「第2次宇和島市総合計画」及び「第3期宇和島市地域福祉計画」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【計画の位置付け】



2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和7 (2025) 年度から令和11 (2029) 年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 計画の策定方法

(1) 宇和島市子ども・子育て会議における協議及び市民意見の反映

関係団体、組織の関係者などから構成される「宇和島市子ども・子育て会議」における 審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの 意見を反映させるため、市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

(2) アンケート調査の実施

本市在住の子育で中の保護者における、教育・保育施設、事業の利用状況や子育でに関する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として「宇和島市 子ども・子育で支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

| 区分 | 就学前児童 | 小学生 | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|
| 調査対象 | 市内に居住する0歳から 小学校入学前までの子どもがいる家庭 | 市内に居住する小学生の 子どもがいる家庭 | | | | |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収及びインターネットによる回答 | | | | | |
| 調査時期 | 令和6(2024)年5月 | | | | | |
| 回収結果 | 配布数 1,100 件 有効回収数 678 件 (うちインターネットによる 回答 382 件) 有効回収率 61.6% (インターネット 34.7%) | 配布数 1,500 件 有効回収数 843 件 (うちインターネットによる 回答 397 件) 有効回収率 56.2% (インターネット 26.5%) | | | | |

第2章 本市の子育てを取り巻く現状

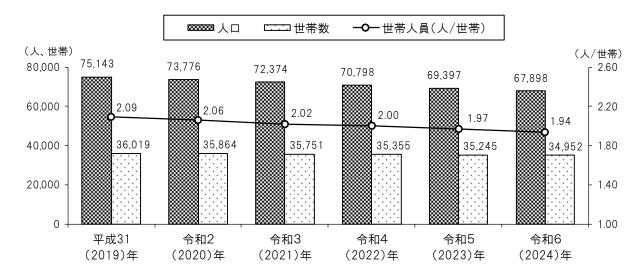
【1】人口等の現状

1 人口の状況

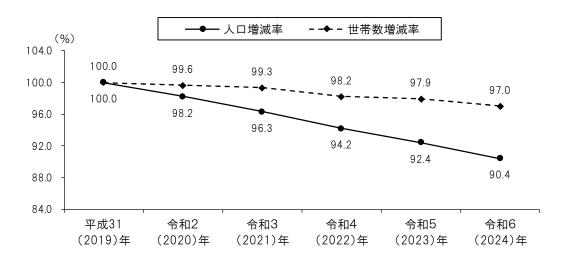
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和 6 (2024) 年 3 月現在 67,898 人となっています。世帯数も緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 31 (2019) 年の 2.09 人から令和 6 (2024) 年で 1.94 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注:増減率は、平成31 (2019) 年を100とした場合の各年の割合を示している。 資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2)人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和5 (2023) 年では、合計 1,421 人の人口減少となっています。

【 人口動態 】 (単位:人)

| | | | 自然動態 | 社会動態 | | | 人口動態 |
|------------|------------|-------------|--------|-------|-------|------|--------|
| | 出生数 (a) | 死亡者数 (b) | (c) | 転入(d) | 転出(e) | (f) | (g) |
| 令和2(2020)年 | 354 | 1,270 | -916 | 1,610 | 2,153 | -543 | -1,459 |
| 令和3(2021)年 | 345 | 1,376 | -1,031 | 1,517 | 2,107 | -590 | -1,621 |
| 令和4(2022)年 | 331 | 1,411 | -1,080 | 1,783 | 2,111 | -328 | -1,408 |
| 令和5(2023)年 | 294 | 1,389 | -1,095 | 1,742 | 2,068 | -326 | -1,421 |

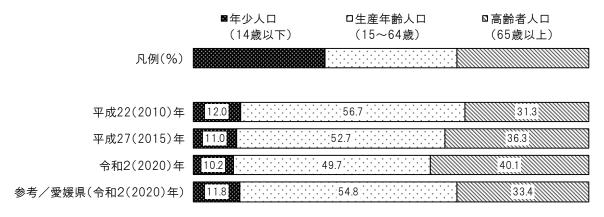
注:(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f) 資料:住民基本台帳に基づく人口動態(総務省)

(3)年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2 (2020) 年では「年少人口(14 歳以下)」の割合が10.2%、「生産年齢人口(15~64歳)」が49.7%、「高齢者人口(65歳以上)」が40.1%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は増加傾向にあり、愛媛県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

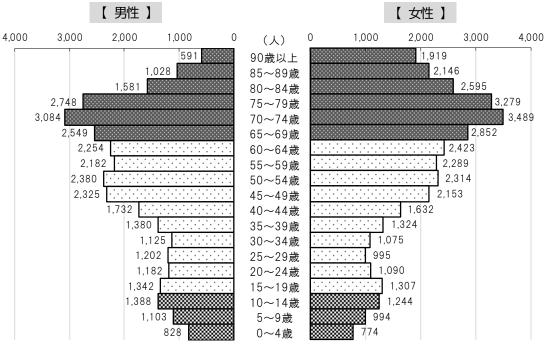
【 年齢3区分別人口構成比 】



資料:国勢調査

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢5歳階級別人口(人口ピラミッド) 】

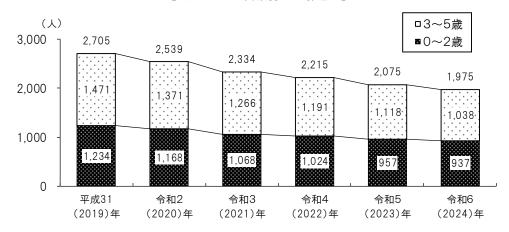


資料:住民基本台帳(令和6(2024)年3月末日現在)

(4)子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、令和6(2024)年3月現在で1,975人と、 この5年間で730人減少しています。

【 子どもの年齢別人口推移 】

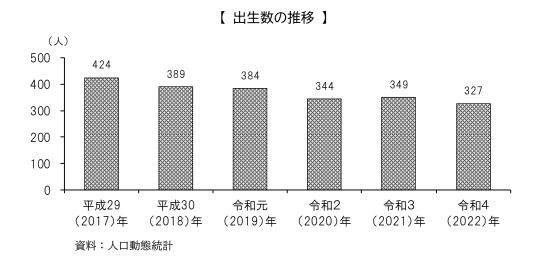


資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

2 出生等の状況

(1)年間出生数の推移

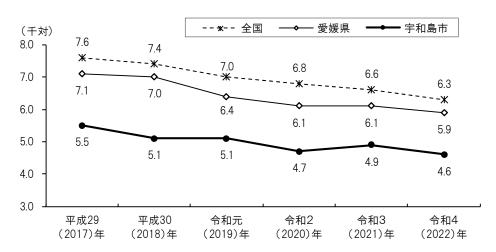
本市の出生数は、長期的には減少で推移しており、令和4 (2022) 年は 327 人となっています。



(2) 出生率の推移

本市の出生率*は減少傾向にあり、愛媛県や全国の平均を下回って推移しています。

【 出生率の推移(人口千人当たり) 】



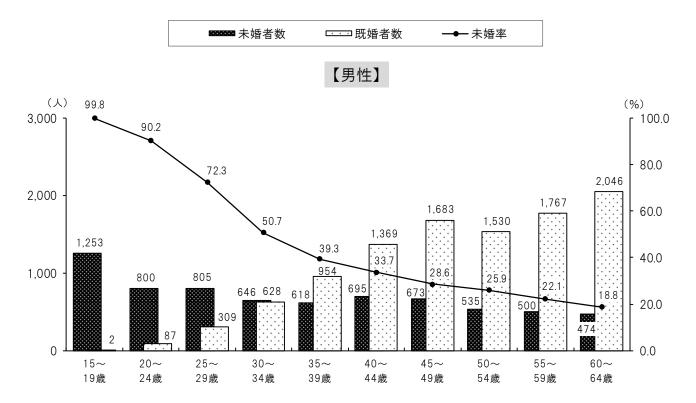
※ 出生率とは、人口1,000人当たりにおける出生数

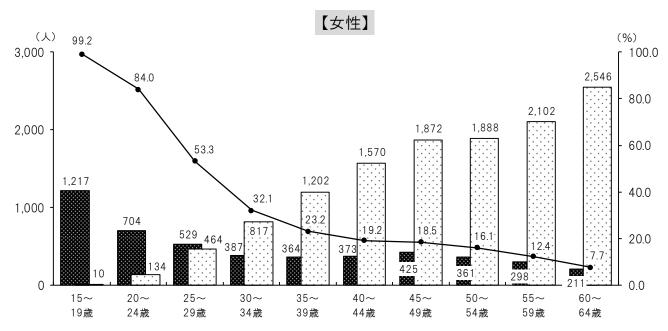
資料:人口動態統計

(3)婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が 既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻 の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数 を大きく上回っています。

【 年齢別未既婚者数と未婚率 】





資料:国勢調査(令和2(2020)年)

3 世帯の状況

(1)世帯構成

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】 ■夫婦のみ □夫婦と ■ひとり親 ■三世代 □単身世帯 ■その他 の世帯 子どもの と子ども 世帯 世帯 の世帯 凡例(%) 10.0 9.1 23.6 6.5 平成22(2010)年 21.0 30.0 平成27(2015)年 23.4 20.4 10.3 7.3 32.7 5.9 10.2 5.4 5.3 令和2(2020)年 24.1 19.2 35.9

資料:国勢調査

(2)ひとり親家庭の状況

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2(2020)年では596世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

| | | 平成 22(2010)年 | 平成 27(2015)年 | 令和2(2020)年 |
|------------|-------|--------------|--------------|------------|
| ひとり親家庭(合計) | | 744 | 672 | 596 |
| | 母子世帯数 | 659(88.6%) | 604(89.9%) | 541(90.8%) |
| | 父子世帯数 | 85(11.4%) | 68(10.1%) | 55(9.2%) |

資料:国勢調査

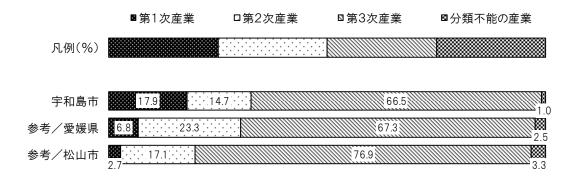
4 就業の状況

(1) 就業構造

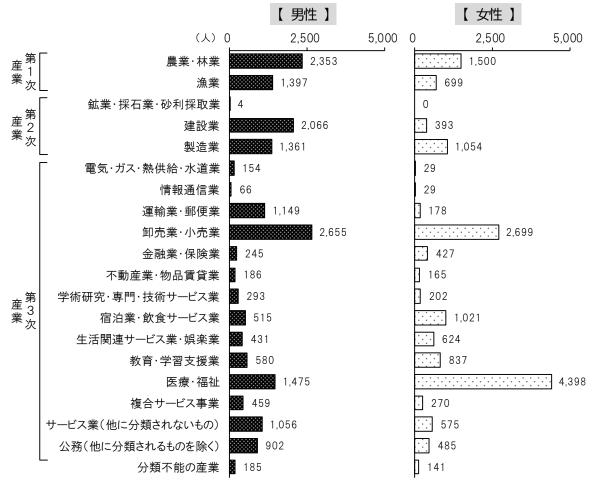
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が17.9%、第2次産業が14.7%、第3次産業が66.5%となっています。愛媛県全体と比べ、第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「運輸業・郵便業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

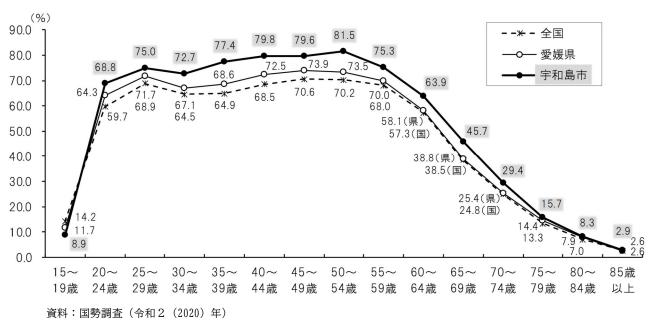


資料:国勢調査(令和2(2020)年)

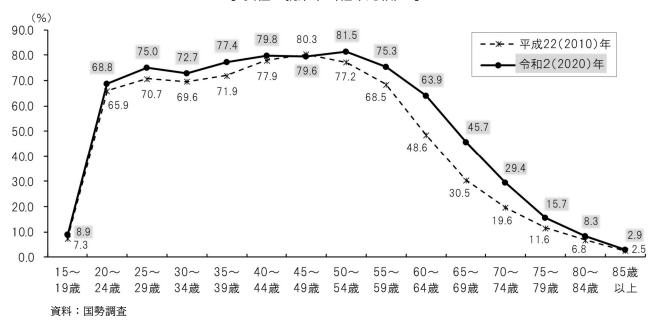
(2)年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、各年齢層において全国及び愛媛県の平均を上回っています。また、本市では、県に比べて「婚姻~子育て開始時期」の離職率が比較的低いことがうかがえます。

【 女性の就業率(国・県比較) 】



【 女性の就業率(経年比較) 】



【2】子育て支援施設等の利用状況

1 子育て支援施設の状況

(1)保育所の状況

保育所の入所児童数をみると、令和6 (2024)年では公立で232人、私立で655人となっています。公立の入所児童数は緩やかな減少で推移しており、近年の稼働率は3~4割程度となっています。一方、私立の稼働率は9割程度で推移しています。

【保育所の状況】

| | | 平成 31 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 | 令和6 (2024)年 |
|----|----------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 施設数(か所) | 14 | 14 | 12 | 12 | 12 | 9 |
| 公立 | 認可定員数(人) | 930 | 930 | 865 | 865 | 865 | 640 |
| 立 | 児童数(人) | 545 | 492 | 448 | 415 | 379 | 232 |
| | 稼働率(%) | 58.6 | 52.9 | 51.8 | 48.0 | 43.8 | 36.3 |
| | 施設数(か所) | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 私立 | 認可定員数(人) | 940 | 740 | 740 | 719 | 719 | 719 |
| 立 | 児童数(人) | 887 | 695 | 678 | 641 | 658 | 655 |
| | 稼働率(%) | 94.4 | 93.9 | 91.6 | 89.2 | 91.5 | 91.1 |

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の入所児童数は減少傾向にあり、令和6(2024)年では公立で8人、私立で75人となっており、私立の稼働率は2~3割程度となっています。

【幼稚園の状況】

| | | 平成 31 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 | 令和6 (2024)年 |
|----|----------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 施設数(か所) | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 公 | 認可定員数(人) | 320 | 270 | 170 | 170 | 170 | 70 |
| 公立 | 児童数(人) | 48 | 30 | 26 | 20 | 19 | 8 |
| | 稼働率(%) | 15.0 | 11.1 | 15.3 | 11.8 | 11.2 | 11.4 |
| | 施設数(か所) | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 私 | 認可定員数(人) | 500 | 395 | 395 | 395 | 395 | 395 |
| 私立 | 児童数(人) | 183 | 100 | 111 | 97 | 92 | 75 |
| | 稼働率(%) | 36.6 | 25.3 | 28.1 | 24.6 | 23.3 | 19.0 |

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(3)認定こども園の状況

認定こども園の入所児童数は、令和6 (2024)年では公立で287人、私立で261人となっています。公立、私立共に減少傾向にありましたが、公立の入所児童数は令和5 (2023)年に比べ大きく増加しています。稼働率は、公立、私立共に6割以上となっています。

【 認定こども園の状況 】

| | | 平成 31 (2019)年 | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 | 令和6 (2024)年 |
|----|----------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 施設数(か所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 公立 | 認可定員数(人) | 270 | 240 | 240 | 240 | 240 | 360 |
| 立 | 児童数(人) | 212 | 194 | 191 | 173 | 164 | 287 |
| | 稼働率(%) | 78.5 | 80.8 | 79.6 | 72.1 | 68.3 | 79.7 |
| | 施設数(か所) | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 私立 | 認可定員数(人) | 250 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 |
| 立 | 児童数(人) | 141 | 390 | 340 | 314 | 275 | 261 |
| | 稼働率(%) | 56.4 | 92.9 | 81.0 | 74.8 | 65.5 | 62.1 |

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

2 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況をみると、令和 6 (2024) 年度の登録者数は合計で 622 人となっており、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

【 放課後児童クラブの状況 】

(単位:人)

| | | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 |
|--------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 登録者数 | 33 | 51 | 39 | 40 | 32 | 34 |
| 石丸ルーム | 延べ人数 | 6,385 | 4,624 | 4,956 | 4,874 | 4,047 | _ |
| | 登録者数 | 82 | 70 | 72 | 82 | 81 | 70 |
| 尾串ルーム | 延べ人数 | 8,139 | 6,046 | 8,168 | 9,057 | 8,489 | _ |
| | 登録者数 | 63 | 57 | 45 | 42 | 31 | 37 |
| 済美ルーム | 延べ人数 | 7,623 | 5,919 | 5,800 | 4,152 | 3,399 | _ |
| たちばな | 登録者数 | 59 | 54 | 51 | 49 | 53 | 51 |
| 学童ルーム | 延べ人数 | 10,643 | 8,368 | 7,830 | 8,648 | 8,287 | _ |
| 元気の泉 | 登録者数 | 55 | 79 | 80 | 82 | 87 | 81 |
| 学童ルーム | 延べ人数 | 6,051 | 5,767 | 8,616 | 7,827 | 8,161 | _ |
| 明倫放課後 | 登録者数 | 67 | 73 | 68 | 76 | 45 | 38 |
| 児童クラブ1 | 延べ人数 | 7,910 | 6,790 | 8,967 | 10,289 | 5,778 | _ |
| 明倫放課後 | 登録者数 | _ | _ | _ | _ | 43 | 36 |
| 児童クラブ2 | 延べ人数 | _ | _ | _ | _ | 5,804 | _ |
| 番城放課後 | 登録者数 | 43 | 49 | 55 | 50 | 45 | 39 |
| 児童クラブ1 | 延べ人数 | 6,101 | 5,762 | 8,331 | 4,695 | 4,763 | _ |
| 番城放課後 | 登録者数 | 40 | 51 | 50 | 47 | 42 | 37 |
| 児童クラブ2 | 延べ人数 | 7,028 | 5,117 | 7,270 | 5,607 | 5,145 | _ |
| 鶴島放課後 | 登録者数 | 58 | 72 | 57 | 57 | 46 | 43 |
| 児童クラブ | 延べ人数 | 9,143 | 9,518 | 7,689 | 7,340 | 5,329 | _ |
| 吉田放課後 | 登録者数 | 50 | 77 | 69 | 81 | 83 | 43 |
| 児童クラブ1 | 延べ人数 | 8,315 | 7,920 | 9,726 | 10,897 | 10,118 | _ |
| 吉田放課後 | 登録者数 | - | - | - | _ | - | 42 |
| 児童クラブ2 | 延べ人数 | - | - | - | - | - | - |
| 津島放課後 | 登録者数 | 37 | 43 | 65 | 77 | 76 | 71 |
| 児童クラブ | 延べ人数 | 5,997 | 5,206 | 6,867 | 5,926 | 6,533 | - |
| 合 計 | 登録者数 | 587 | 676 | 651 | 683 | 664 | 622 |
| | 延べ人数 | 83,335 | 71,037 | 84,220 | 79,312 | 75,853 | _ |

資料:生涯学習課(登録者数は各年度5月1日現在、延べ人数は各年度3月末日現在)

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室の利用者数の合計をみると、令和3 (2021) 年度まで減少傾向にありましたが、令和4 (2022) 年度以降、増加で推移しています。

【 放課後子ども教室の状況 】

(単位:人)

| | | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|-------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 天神放課後子ども教室※ | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 72 | 41 |
| 和霊放課後子ども教室※ | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 |
| 高光放課後子ども教室 | 延べ人数 | 2,992 | 2,822 | 1,666 | 1,817 | 1,676 |
| 住吉放課後子ども教室 | 延べ人数 | 4,701 | 4,287 | 2,908 | 3,134 | 1,332 |
| 三間放課後子ども教室 | 延べ人数 | 3,591 | 3,734 | 1,909 | 2,457 | 3,342 |
| 二名放課後子ども教室 | 延べ人数 | 2,527 | 2,311 | 1,187 | 1,888 | 825 |
| 成妙放課後子ども教室 | 延べ人数 | 1,161 | 1,251 | 1,092 | 720 | 3,419 |
| 畑地放課後子ども教室 | 延べ人数 | 1,683 | 945 | 1,111 | 1,015 | 1,858 |
| 宇和津放課後子ども教室 | 延べ人数 | 2,135 | 2,539 | 1,364 | 1,191 | 2,355 |
| 清満放課後子ども教室 | 延べ人数 | 1,055 | 879 | 1,102 | 1,454 | 950 |
| 北灘放課後子ども教室 | 延べ人数 | 1,118 | 1,297 | 784 | 1,113 | 1,443 |
| 美沼子ども教室 | 延べ人数 | 1,476 | 1,218 | 1,242 | 1,566 | 1,521 |
| 合 計 | 延べ人数 | 22,439 | 21,283 | 14,365 | 16,427 | 18,815 |

[※] 天神放課後子ども教室と和霊放課後子ども教室は、年に数回、体験教室を開催する場所として不定期に運用しているため、その他の教室のような常時開催ではない。

資料:生涯学習課(各年度3月末日現在)

【3】地域子ども・子育て支援事業の状況

1 時間外保育事業(延長保育)

時間外保育事業(延長保育)の利用者数は、近年はおおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度は297人となっています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 人 | 343 | 309 | 297 | 294 | 297 |

2 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの利用者数をみると、令和 5 (2023) 年度は 638 人となっており、高 学年による利用が増加しています。

| | | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|----|-----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利月 | 用者数 | 人 | 586 | 635 | 634 | 631 | 638 |
| | 低学年 | 人 | 480 | 529 | 514 | 514 | 490 |
| | 高学年 | 人 | 106 | 106 | 120 | 117 | 148 |

3 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用者数は、近年、減少傾向にありましたが、 令和5 (2023) 年度は前年度に比べ大きく増加しています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 31 | 39 | 29 | 15 | 57 |

4 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、減少傾向にありましたが、令和5 (2023) 年度 は前年度に比べ増加しています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 15,960 | 13,876 | 7,857 | 7,097 | 9,759 |

5 一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数については、幼稚園の預かり事業、保育所の一時預かり、いずれも長期的には減少で推移しています。

【 一時預かり事業(幼稚園の在園児を対象とした預かり保育) 】

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 10,073 | 9,386 | 11,862 | 8,900 | 8,525 |

【 一時預かり事業 (未就園児を対象とした保育所における一時預かり) 】

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 1,495 | 1,426 | 1,125 | 1,181 | 1,018 |

6 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和 5 (2023) 年度は 451 人となっています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 513 | 225 | 411 | 222 | 451 |

7 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は、減少傾向にありましたが、令和4(2022)年度に増加に転じ、令和5(2023)年度は1,239人となっています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数 | 延べ人 | 1,014 | 539 | 221 | 415 | 1,239 |

8 妊婦健診事業

妊婦健康診査の健診回数をみると、増減を繰り返しながら推移しています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 健診回数 | 回 | 4,373 | 3,750 | 4,385 | 3,571 | 3,505 |

9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023) 年度は288件となっています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 訪問件数 | 件 | 316 | 280 | 340 | 314 | 288 |

10 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5 (2023) 年度は7件となっています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 訪問件数 | 件 | 3 | 14 | 4 | 2 | 7 |

11 利用者支援事業

利用者支援事業は、市内2か所で実施しています。

| | 単位 | 令和元 (2019)年度 | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 |
|-----|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| か所数 | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

12 教育・保育の量の見込みと実績値

特定教育・保育施設の実績をみると、1 号及び2 号認定は見込量を下回る実績で推移しています。また、3 号認定の $1\sim2$ 歳児は令和3 (2021) 年度までは見込量をやや上回っていましたが、令和4 (2022) 年度以降は見込量を下回っています。

地域型保育事業については、おおむね見込みどおりとなっています。

(単位:人)

| | | | 令和2(20 | 020)年度 | | 令和3(2021)年度 | | | |
|---------------|--------|----------|--------|--------|------|-------------|-------|----|------|
| | | 1号 2号 3号 | | 1号 | 2号 | 3- | 号 | | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 |
| | 量の見込み① | 361 | 1,039 | 64 | 525 | 349 | 1,003 | 61 | 512 |
| 特定教育·保育 施設 | 実績値② | 313 | 1016 | 49 | 526 | 283 | 950 | 44 | 517 |
| //E IIX | 差(①-②) | 48 | 23 | 15 | -1 | 66 | 53 | 17 | -5 |
| | 量の見込み③ | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 地域型保育事業 | 実績値④ | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 差(③-④) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

| | | | 令和4(20 | 022)年度 | | 令和5(2023)年度 | | | |
|---------------|--------|----------|--------|--------|-------|-------------|------|----|------|
| | | 1号 2号 3号 | | 1号 | 2号 3号 | | 号 | | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 |
| | 量の見込み① | 336 | 968 | 59 | 500 | 325 | 934 | 58 | 488 |
| 特定教育·保育 施設 | 実績値② | 240 | 925 | 35 | 459 | 213 | 876 | 51 | 447 |
| 715 HX | 差(①-②) | 96 | 43 | 24 | 41 | 112 | 58 | 7 | 41 |
| | 量の見込み③ | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 地域型保育事業 | 実績値④ | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 差(③-④) | 0 | 2 | 0 | -1 | 0 | 2 | 0 | 0 |

| | | 令和6(2024)年度 | | | | | |
|---------------|--------|-------------|-----|------|-----|--|--|
| | | 1号 | 2号 | 3- | 号 | | |
| | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 | | | |
| 特定教育·保育 施設 | 量の見込み① | 314 | 902 | 56 | 476 | | |
| | 実績値② | 175 | 843 | 36 | 469 | | |
| NE DX | 差(①-②) | 139 | 59 | 20 | 7 | | |
| | 量の見込み③ | 0 | 3 | 0 | 0 | | |
| 地域型保育事業 | 実績値④ | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| | 差(③-④) | 0 | 3 | 0 | -1 | | |

第3章 本市における子育て支援の取組状況と課題

【1】第2期計画の主な取組と今後の課題

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ、学校教育や保健・福祉部門、 生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携、調整が必要です。

本市では、第2期計画に基づき子育て支援に関する事業を実施しており、各担当部署に おいては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、次年度の取組に反映 させています。本計画の策定にあたり、第2期計画の「施策体系」における8つの基本目 標と、推進施策ごとに、これまでの主な取組内容及び今後の課題を整理しました。

【 参考/第2期計画の施策体系 】

基本目標1 子どもの健やかな成長を支援します

- 推進施策(1)幼児期の教育・保育事業の充実
- 推進施策(2)地域子ども支援事業の充実
- 推進施策(3)教育環境などの整備・充実

基本目標2 未来を生き抜く力の育成を支援します

- 推進施策(1)家庭や地域の教育力の向上
- 推進施策(2)思春期における保健教育の充実

基本目標3 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します

- 推進施策(1)放課後児童の居場所づくりの推進
- 推進施策(2)子育て家庭の安全な遊び場等の整備

基本目標4 親と子が健やかに暮らせるよう支援します

- 推進施策(1)妊娠・子育て期間における切れ目ない保健対策の推進
- 推進施策(2)食育の推進
- 推進施策(3)小児医療の充実

基本目標5 子どもや保護者へのきめ細かな取り組みを実施します

- 推進施策(1)子育て家庭への経済的支援
- 推進施策(2)児童虐待防止対策の充実
- 推進施策(3)ひとり親家庭の自立支援の推進
- 推進施策(4)障がい児・発達障がい児施策の充実

基本目標6 地域で見守り、支え合える環境を整えます

- 推進施策(1)地域における子育てサービスの充実
- 推進施策(2)子育て支援ネットワークづくり

基本目標7 ワーク・ライフ・バランスを啓発し、その実現を支援します

- 推進施策(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- 推進施策(2)仕事と子育ての両立の推進

基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

- 推進施策(1)子育てにやさしい環境整備
- 推進施策(2)子どもの安全確保のための活動
- 推進施策(3)子どもを犯罪等の被害から守るための環境づくり
- 推進施策(4)防災・減災対策の推進

基本目標1

子どもの健やかな成長を支援します

推進施策(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 施設の改修、新しい遊具やICTを活用した教育の導入、学校訪問等を行い、保育施設 や教育環境を整備しました。
- 学校と福祉、就労、行政が連携する場となる宇和島市特別支援連携協議会を開催しました。
- 疑いを含む発達障がい児の早期発見、早期支援のため、巡回支援専門員整備事業を実施 するとともに、令和6年に発達支援センターを開設し、切れ目のない支援に努めました。
- 各種幼児健診で、発達に心配な幼児を対象に専門職による言葉や心理相談を勧め、必要 に応じて療育機関や経過観察事業等につなぎました。
- 幼稚園、保育所等から小学校へスムーズな接続ができるよう、幼稚園と小学校が連携して「架け橋期教育計画」を作成したほか、保育所と各学校が定期的に連絡会を開催しました。
- 保育士及び幼稚園教員等の資質向上に努め、市が主催する研修計画を策定し、幼保小連携、接続の充実化に向けた研修を実施しました。
- 保育施設等の入所選考にAI等を利用したシステムを導入するとともに、保育所に園内業務管理システム(ICT)を導入しました。

今後の課題※

- 幼児教育の重要性についての全市的な共有、持続可能な教育基盤の構築
- 教育、医療・保健、福祉、労働などの関係部局や機関が連携した、障がいのある幼児 に対する支援の強化
- 母子保健法改正による、新たな5歳児健診の実施に向けた体制の整備
- 動稚園、保育所等から小学校へのスムーズな接続を図るための連携、協力体制の整備、 及び記録の作成
- 市主催の研修の充実、幼児教育の充実

※ 継続して取り組む内容も含む。(以下同様)

注:次の項目「推進施策 (2)」は見込量の計画であるため、この章では省略しています。

推進施策(3) 教育環境などの整備・充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 学校のネットワーク環境の改善や学校サーバー、教職員用PCの更改を実施し、I C T 環境を整備しました。学校施設については「宇和島市学校施設長寿命化計画」に基づき、 既存施設の適正配置と有効活用及び財政負担の平準化を図りました。
- 学校教育課主催の指導力向上研修や対話リテラシー向上研修等を実施しました。
- 宇和島市教育推進員を全ての小中学校へ派遣し、コミュニティ・スクールの目的や学校 運営協議会の進め方等について指導・助言を行いました。
- 教育相談の調査員を対象とした研修や特別支援教育コーディネーターへの研修等を実施し、特別支援教育の充実を図りました。
- スクールソーシャルワーカー活用事業において、全小中学校と連携し、いじめや不登校 の児童・生徒の対応に当たるとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングや 「こども支援教室わかたけ」にて、不登校児童・生徒の受け入れを行いました。
- 市内の外国人の子どもが、他の児童と区別なく教育・保育施設が利用できるようにする とともに、日本語による学習や学校教育活動支援員による支援を行いました。
- 生活困窮状態にある子ども及び保護者を対象に、オンラインを活用した学習支援、生活 環境の改善、進路選択等に関する支援等を実施しました。

今後の課題

- Wi-Fi環境の整備及びインターネット接続回線の増設、学校施設の計画的な保全
- 教員が求める研修の精選、地域の特色の探求など、総合的な学習の時間の内容の精選
- 「社会に開かれた教育課程」や「持続可能な社会の創造」の実現に向けた、取組の充 実
- 特別支援教育に関する校内研修の充実、就学相談の支援体制の整備
- いじめ・不登校の児童・生徒を対象とした相談体制の充実、相談活動支援のためのス クールカウンセリングの充実
- 意思疎通が難しい保護者への子育て情報提供、学校教育活動支援員の適正な配置

基本目標2 未来を生き抜く力の育成を支援します

推進施策(1) 家庭や地域の教育力の向上

【 これまでの主な取組内容 】

- 生涯学習センターにおいて、様々な子ども向けイベントを実施するとともに、公民館で の体験活動や青少年育成事業、PTAによる防災キャンプ等を実施しました。
- 中央公民館では、青少年の居場所、活動拠点を整備しました。
- 郷土愛を育む教育として、保育施設で三世代交流や地域行事への参加等を実施したほか、各校で公民館と連携した学習やボランティア活動、生涯学習センターや公民館での体験学習、夏休み子どもイベント等を実施しました。
- 補充学習支援員を配置したほか、放課後子ども教室での体験教室、うわじま土曜塾を実施しました。

今後の課題

- 青少年健全育成事業の改廃、学校、家庭、地域との更なる連携の強化
- ニーズの把握とニーズに合わせた体験学習プログラムの実施、PTA活動への理解の 促進と協力体制の整備
- 青少年の可能性を広げる企画、中央公民館の社会人層への利用の促進など、青少年の 居場所、活動拠点としての更なる整備の充実
- 郷土愛を育む教育の推進に向けた地域や関係機関とのつながりづくり、講師の選定や 指導者の確保、イベントのブラッシュアップ及び効果的な周知方法の検討
- 補充学習支援員の確保、放課後子ども教室の体験教室の充実、うわじま土曜塾の周知

推進施策(2) 思春期における保健教育の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 中学校において、性に関する正しい知識を保健体育の授業等で学習するだけでなく、産婦人科医や助産師など専門家を招いて話を聞いたり、学級で話し合いを行ったりすることで、生涯の幸せにつながる「性的自己決定能力」を身に付けられるように授業を行いました。
- 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、市の広報紙 やホームページで周知、啓発を行いました。
- 小学校で命の大切さについて指導の充実を図るとともに、心の健康やSOSの出し方等の出前講座を開催しました。SOSの受け止め方については、教職員を対象とした研修でも実施しました。
- 街頭補導活動の一環として、飲酒、喫煙、薬物乱用防止活動に努めたほか、市内の小中 学校で薬物乱用防止教室等を開催しました。
- 高校3年生を対象とした思春期保健出前講座を開催するとともに「18 才。心とカラダのサポートブック」を配布し、プレコンセプションケアの啓発に努めました。

- 市内6中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心のケアに当たるとともに、校区の小学校を接続校とし、要請に応じて即座にカウンセリングに当たる体制を整えました。
- 幼稚園や保育所等での職場体験の受け入れを行い、幼児と触れ合い、接する機会の提供 に努めました。

今後の課題

- 児童虐待やこどもの権利擁護に関する、市民への意識啓発
- 子ども、保護者、学校関係者に心の健康やSOSの出し方、受け止め方についての正 しい知識の普及、啓発
- 関係機関との連携による、食事や飲酒、喫煙、薬物乱用等が健康に及ぼす影響についての周知、啓発
- 市のホームページ等を活用したプレコンセプションケアの周知
- 子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導、助言が行える人材の配置、相談 体制の充実
- これから親になる世代を対象とした幼児と触れ合い、接する機会の充実

基本目標3 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します

推進施策(1) 放課後児童の居場所づくりの推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 子どもの居場所づくりの推進や放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取組 等「新・放課後子ども総合プラン」の推進に努めました。
- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室を増設しました。

今後の課題

● 今後の学校統廃合計画に応じた計画の策定、地域の実情に合わせた放課後児童クラブ、放課後子ども教室のニーズに応じた整備等

推進施策(2) 子育て家庭の安全な遊び場等の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- 老朽化した遊具等の改修を行い、公園、緑地を整備しました。
- 安全、安心に気軽に遊べる屋内遊戯場として「宇和島市立児童館こもりん」を開設しま した。

今後の課題

- 公園の遊具等の計画的な改修、利便性の向上
- 地域外からの利用の促進を図るためのSNSを活用した「宇和島市立児童館こもりん」の周知

基本目標4 親と子が健やかに暮らせるよう支援します

推進施策(1) 妊娠・子育で期間における切れ目ない保健対策の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 伴走型相談支援を開始し、母子手帳交付時に必要な支援を把握し、様々な機会に妊娠、 出産、育児に関する情報提供や相談を行いました。情報提供については、市の公式 L I N E 「子育て」で、妊娠、子育ての時期に合わせた情報をプッシュ通知するなどしまし た。相談についてはオンライン相談も取り入れました。
- 妊婦や子育て世帯を対象に、身近で相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につ なぐ伴走型の相談支援を充実しました。
- 支援プラン会議で濃厚な支援が必要なケース等について支援内容を検討しました。
- 支援が必要な妊婦等に家庭訪問を実施しました。特定妊婦、産後うつの褥婦については、 地区担当保健師、子育て世代包括支援センター「すてっぷ」、家庭相談員が共同して支 援するとともに、家庭訪問できない場合は医療機関に出向き、面談を実施しました。
- 節目ごとの乳幼児健康診査を実施するとともに、専門職の生活習慣や栄養等の保健指導、歯科指導、育児不安等の相談対応を行いました。
- 絵本の大切さを伝えるため、8か月児健康相談で絵本の贈呈や絵本を活用した読み聞 かせを実施しました。
- 経過観察が必要な1歳6か月から3歳児を対象に、経過観察事業(集団教室)を実施しました。
- 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)を実施しました。経過観察等が必要な乳 幼児については、随時訪問指導を行うほか、電話対応で保護者支援を行いました。
- 小児生活習慣病予防健診の結果で生活改善が必要と認められる小中学生とその保護者 を対象に、学校と連携して集団、個別指導を実施しました。
- 将来子どもを望む夫婦や不妊を心配する夫婦を対象に、不妊治療等に係る医療費や通 院交通費の一部を助成しました。

今後の課題

- 子育て世代包括支援センター「すてっぷ」を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない適切な支援
- 5歳児健康診査事業の見直し
- 育児相談、妊産婦相談が気軽に利用できる工夫や周知
- 経過観察が必要な乳幼児への適切な時期の切れ目のない支援
- 保護者の小児生活習慣病についての理解の促進
- 関係機関と連携した思春期保健教育の仕組みづくり
- 市の広報紙やホームページへの掲載やリーフレット配布による妊活支援事業の周知

推進施策(2) 食育の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 乳幼児健診等の個別相談や事後フォロー、育児のしおりの内容の充実、出前講座等、個々の発達段階に応じた食習慣の確立を目指し、支援しました。
- 給食等を通じて、子どもが食に関心を持ち、年齢に応じた食習慣を身に付ける保育を実施しました。
- 学校給食を通じて、子どもが正しい食習慣を身に付け、心身共に健康な生活が営めるよう、保護者も含めた一体的な指導と啓発を推進しました。また、地元産食材や地元産養殖魚を使用した給食に補助を行うなど、郷土料理を身近に感じられる機会を作りました。
- 食育に関する出前講座、食生活改善推進協議会による「郷土料理講習会」や「食育教室」 等を開催しました。
- 子育て学習会、食文化の継承を目的とした三世代交流のイベントや郷土料理講座等を 公民館で開催しました。また、元気うわじまサポートバンクに講師を派遣してもらうな ど、関係機関と連携して食育に取り組みました。
- 子ども食堂運営事業等補助金を交付するとともに、宇和島市子ども食堂連絡協議会と 情報交換会を開催し、課題の共有等を行いました。

今後の課題

- 食育プランの着実な推進
- 家庭と連携し、正しい食習慣を身に付ける保育及び教育の実施
- 本市の健康課題である高血圧対策の内容を盛り込んだ出前講座等の開催
- 地域の事情に寄り添った食育活動の推進
- 元気うわじまサポートバンクの周知、年齢に応じた食育活動の支援
- 新規参入の促進、安定的に運営を継続できる体制の整備など、子ども食堂の活動支援

推進施策(3) 小児医療の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 育児のしおりや子育てアプリなどで、子育て家庭が必要な医療情報を発信しました。
- かかりつけ医の必要性について、乳児家庭全戸訪問時にもれなく説明しました。
- 宇和島医師会と連携し、市の広報紙やホームページ、公式アプリ等で宿日直医の情報や 小児救急医療相談窓口の周知に努めました。

今後の課題

- 様々な媒体を活用した情報の発信、最新情報を提供するための情報収集、関係機関とのつながりづくり
- かかりつけ医づくりに向けた啓発活動の充実
- 宿日直医の情報や小児救急医療相談窓口の周知

基本目標5 子どもや保護者へのきめ細かな取り組みを実施します

推進施策(1) 子育て家庭への経済的支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 市の広報紙やホームページ、子育てアプリを活用して、児童手当等諸制度についての周知に努めました。
- 医療費の助成について、年齢を 18 歳年度末まで拡大するとともに、医療を必要とする 未熟児を対象に医療費を給付しました。
- 全階層の保育料の値下げに加え、本市独自の制度により、きょうだいの年齢にかかわらず、第2子以降(生計同一内)の保育料を無料にしました。
- 児童扶養手当の支給、医療費の助成など、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進に努めました。また、令和3~5年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けるひとり親世帯を支援しました。
- 特別児童扶養手当について、市の広報紙やホームページ、窓口、関係機関との連携により周知を図りました。
- 各中学校及び高等学校を通して、また、市の広報紙やホームページを活用して、奨学金制度の案内、募集を行うとともに、制度の周知に努めました。
- 子育てスタート応援券(第1子)のおむつ券交付制度の創設や子育て応援給付金の拡充 など、新生児等への助成制度の充実に努めました。
- 就学援助制度について、児童・生徒に希望調査を実施するとともに、市の広報紙で周知 しました。
- 育児用品の無料レンタルや誕生お祝い品として、地元産木材を使用した木製玩具を贈呈しました。

今後の課題

- 様々な媒体を活用した児童手当をはじめとする各制度の周知、普及
- 医療費の助成、軽減制度の安定的な運営
- 新生児への各補助について、ニーズの把握と事業実施の検討

推進施策(2) 児童虐待防止対策の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 妊娠期から気軽に相談できる窓口(子育て世代包括支援センター「すてっぷ」)の設置や家庭児童相談員、婦人相談員の配置により、関係機関と連携しながら虐待の早期発見や早期対応、相談支援に努めました。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、代表者会議等を運営するとともに、各分 野の関係機関との連携の強化に努めました。
- 支援の必要な妊産婦への早期対応に取り組みました。
- 家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭 を対象に家事、育児等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう努めま した。

今後の課題

● 職員の専門性や見守り資源の充実、関係機関との密な連携など、児童虐待防止に向けた相談支援体制の強化

推進施策(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活の安定、自立に関するきめ細かな 相談支援を実施しました。
- ハローワークと連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施するとともに、自立 支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の給付等を実施しました。

今後の課題

● 各種支援制度の充実及び制度の周知

推進施策(4) 障がい児・発達障がい児施策の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 発達支援センターにおいて、発達障がいの有無にかかわらず、困りごとを抱える子ども について、早期支援、保護者への支援に努めました。
- 子育て世代包括支援センター「すてっぷ」で、関係機関と連携した相談しやすい体制づくりに努めるとともに、乳幼児健診や相談事業で、保護者の意向に添いながら、より良い支援につながるよう努めました。
- 学校教育活動支援員を配置するなど、障がいのある子どもの教育環境の充実と支援に 努めました。放課後児童クラブや放課後子ども教室に障がいのある子どもが参加する 際は、支援員を増員するなどして、受け入れ体制の整備を図りました。
- 巡回支援専門員による就学前施設の支援者へのコンサルテーションや研修会の実施な ど、障がいのある子どもの保育環境の充実と支援に努めました。
- 在宅障がい児の障害福祉サービスの提供や支援を行いました。相談体制の強化として「くらしの相談窓口」を設置し、市のホームページやSNS等を通して、情報を発信し、制度やサービスに関する情報を分かりやすく提供しました。
- 宇和島市特別支援連携協議会を開催するとともに、発達支援センターと連携を図りました。発達障がいのある児童・生徒については、通級による指導で巡回指導を行いました。
- 個別の教育支援計画の形式を市内の小・中学校で統一し実態把握を行うとともに、教育 相談を受けた保護者へアンケートを実施しました。
- 地域自立支援協議会こども部会等で、福祉サービスの利用方法や相談支援専門員紹介 リーフレット等を作成し、地域全体で障がい児を支援していくための共通認識を形成 しました。

今後の課題

- 発達支援センターの周知、関係機関との連携強化など、相談支援の体制づくり
- 学校教育活動支援員の配置要綱の見直し
- 支援員の離職率減少につながる取組、学校や保護者などが共通認識を持てる取組
- 巡回支援相談員の人材確保、小中学校の巡回相談実施についての検討
- 発達障がいのある児童・生徒について、校内の支援体制の整備、放課後等デイサービス等福祉との連携
- 個別の教育支援計画作成についての研修の実施
- ニーズ調査による課題や福祉ニーズの明確化

推進施策(1) 地域における子育てサービスの充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育て支援コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センター「すてっぷ」を中心に、妊娠期から出産、子育て期における相談支援、情報提供を実施しました。また伴走型相談支援として、出産・育児の見通しを立てるための面談を前妊婦・産婦に対して実施し、その後も継続的な情報発信を行いました。
- 必要なときに必要な最新情報が受け取れるよう、子育て応援ブックや育児のしおり、市 のホームページや公式アプリ等、様々な媒体を活用して情報を発信しました。
- 幼稚園、保育所等と地域の教育団体、子育て支援団体などを円滑につなぐコーディネーターの役割を担うよう努め、広く市民に対し情報提供に努めました。
- ファミリー・サポート・センターを開設しました。
- 子ども食堂運営事業等補助金交付制度については、団体の意見を取り入れて制度を拡充しました。

今後の課題

- 身近で気軽に継続的に相談できる環境の整備、こども家庭センター開設の準備
- 様々な媒体を活用した情報提供
- 学校、家庭、地域の連携、協働

推進施策(2) 子育て支援ネットワークづくり

【 これまでの主な取組内容 】

- 家庭教育支援チームが中心となって、公民館等で親子を対象にしたものづくり体験や 食育講座、本の読み聞かせなどの学習会を開催したほか、子育て世代活動支援センター、 児童館で定期的に出張子育て相談窓口を開設し、相談対応を行いました。
- 子育て応援ブック、市のホームページや公式アプリを活用し、親子で安心して遊べる場所やサークル活動等の情報を発信しました。また、3か月児健診親子の集いなど、同じ状況の親子が集い、相談し合える場を提供しました。
- 市内全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動の一体的な推進体制の定着を図りました。
- 子ども食堂等の民間団体と連携して子どもの状況を把握し、地域における子どもの見守り体制の強化を図りました。
- 市主催の各種会議や大会等で託児所を設置する場合、保育士の派遣依頼や謝礼金の支 払いを行うなどの支援体制を整備しました。
- 地域団体の活動に公民館が共催し、団体活動の推進を図りました。

今後の課題

- 家庭教育支援チームを中心に幼、保、学校などの関係機関が連携した学習会の実施、 地域資源と連携した地域における子育て支援ネットワークの構築
- 最新情報の提供、発信のための関係機関とのつながりづくり
- 地域と学校運営協議会の更なる連携の強化
- 地域団体と行政等専門機関の連携体制の強化、地域支援のネットワーク構築
- 託児所を設置する場合の支援事業の周知
- 少子高齢化に時代に合った事業の企画、運営

基本目標7

ワーク・ライフ・バランスを啓発し、その実現を支援します

推進施策(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【 これまでの主な取組内容 】

- 県の認定制度「ひめボス宣言事業所認証・奨励金制度」と連携し、女性活躍及び仕事と 家庭生活等の両立に取り組む事業所を後押しするとともに、関係機関と連携を図り、育 児休業制度の利用しやすい環境づくりや子育て世帯等を理解し見守る職場環境づくり を推進しました。
- 各種団体が実施する出前講座における講師謝礼金の支払いなど、男女共同参画意識を 醸成する講演会を支援しました。

今後の課題

- 「ひめボス宣言事業所認証・奨励金制度」の周知、企業への説明の実施
- 男女共同参画意識を醸成する講演会を支援する事業の実施

推進施策(2) 仕事と子育ての両立の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- パパママスクールや保育所、小学校等への出前講座、各種乳幼児健康診査等の機会を利用し、父親の育児参加について啓発、促進を図りました。
- 子育て世代等講習会やICTスキル講習会等、子育て世代の就業の促進に関するセミナーや合同就職面接会を実施しました。令和3年度末で地域雇用活性化推進協議会が解散したため、ICTに関するセミナーを市単独事業で実施しました。

今後の課題

- 教室や講座、健康診査等の機会を活用した、父親の育児参加の促進
- 就業希望者に対する有効なセミナーの開催

基本目標8

子どもが安全に暮らせるための環境を整えます

推進施策(1) 子育てにやさしい環境整備

【これまでの主な取組内容】

- 吉田統合小学校周辺市道の拡幅等、優先順位に配慮しながら安全な道路の整備に取り 組みました。
- トイレのバリアフリー化整備等、公園や公共施設等を利用する子育て世帯等の利便性 を向上させるバリアフリー化に努めました。
- こもりんインスタグラムをはじめ、様々な媒体を活用して、子育て世帯に必要な情報を 広く発信しました。
- 子育て世帯に対する住宅改修資金の支援を行うとともに、公営住宅への入居要件を緩和しました。

今後の課題

- 優先順位を設けた安全な道路の整備
- SNSを活用した児童館事業の更なる周知

推進施策(2)子どもの安全確保のための活動

【 これまでの主な取組内容 】

- 保育所や学校での交通安全教室の実施、交通指導員による通学路での見守り活動、交通 安全啓発グッズの配布を行いました。
- 宇和島市通学路安全対策連絡協議会構成団体と連携し、通学路の合同点検を行い、危険 箇所の解消に努めるとともに、点検結果や対策内容を市のホームページで公表しました。同協議会に参加していない保育所については、散歩経路のマップ作成と定期的な下 見で全職員が危険箇所等を共有しました。

今後の課題

- 交通指導員の人材の確保、子どもを交通事故から守るための交通安全の啓発活動
- 通学路危険個所の解消、学校統廃合を見据えた通学路、通学方法の全般的な見直しの 検討

推進施策(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための環境づくり

【 これまでの主な取組内容 】

○ 広報活動や青色防犯パトロールの実施、防犯カメラの維持、管理を行い、子どもを犯罪 の被害から守るための体制の充実に努めました。

- 防犯カメラの維持、管理等、犯罪を防止する環境づくりを推進するとともに、少年センターを中心とした街頭補導活動、有害図書等を回収し、処分する有害環境浄化活動に取り組みました。
- 児童相談所等と関係機関が連携し、犯罪の被害にあった子どもを必要な支援につなぐ とともに、継続的に関わりを持つよう努めました。
- 緊急時にボタン一つで警察署、消防署へ直接通報できる「非常通報装置」を設置し、教育・保育施設における安全対策を図りました。
- 学校からの不審者情報は、必要に応じて警察に連絡するとともに、緊急性のある案件に ついては、直接学校教育課から関係校区の学校に連絡する体制を整えました。

今後の課題

- 防犯協会などの取組を通じて、子どもを犯罪の被害から守るための体制の推進、活動の強化
- SNSの加害被害や児童・生徒の困り感に対する補導委員の意識の高揚
- 警察等関係機関と連携し、実情に応じた防犯活動の実施

推進施策(4) 防災・減災対策の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 避難訓練等を通じた防災教育、防災強化アドバイザーによる防災出前講座を開催しま した。また、防災対策推進連絡協議会を開催し、教職員や各校の防災力の強化を図りま した。
- 毎月1回、災害種別、時間、曜日等の異なる訓練を保育施設で実施するとともに、消防 署立ち会いで訓練を行いました。学校では、より実効性の高い予告なし避難訓練や6校 合同避難訓練を実施しました。

今後の課題

- 巨大地震に備えた施設や学校の防災体制の整備、発生時に児童・生徒の安否確認が確実に行えるシステムづくり
- 災害種別に応じた避難確保計画の策定と計画に基づいた訓練の実施
- 学校と地域と連携した防災活動

新規事業

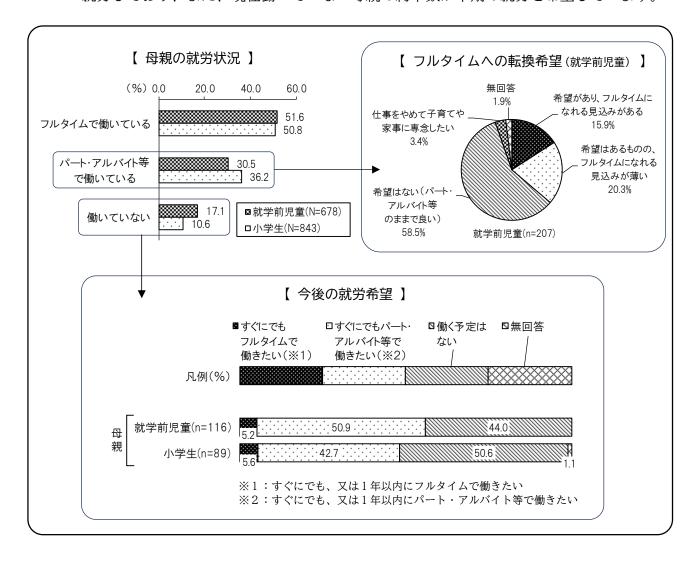
【 これまでの主な取組内容 】

○ 婚活イベントを定期的に企画、開催し、結婚を希望する独身男女の結婚に向けた意識啓発と出会いの場を創出しました。また、結婚新生活支援事業として、要件を満たす新婚世帯が対象期間に支払った住居費と家電購入費用の一部を助成しました。

【2】アンケート調査結果の概要

1 保護者の就労状況について

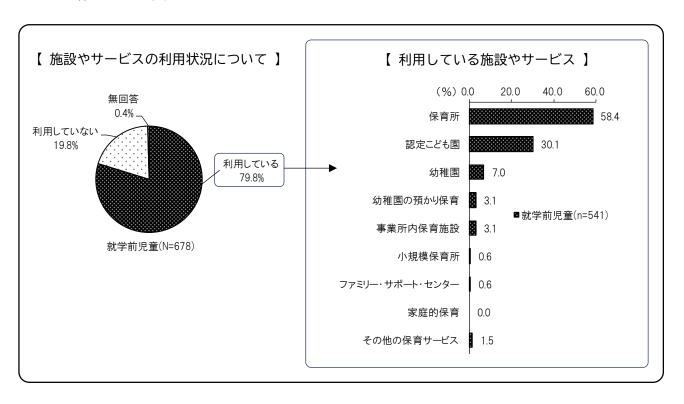
○ 就学前児童、小学生共に母親の約半数が現在フルタイムで就労しており、3割程度がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の3割以上が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。フルタイムとパートタイムを合計すると、就学前児童の母親の約8割が現在就労しており、また、現在働いていない母親の約半数が早期の就労を希望しています。

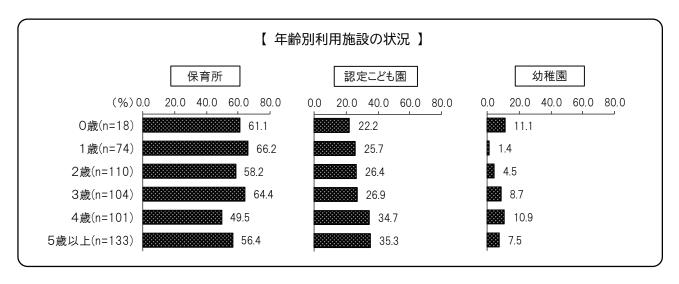


2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

(1) 利用状況

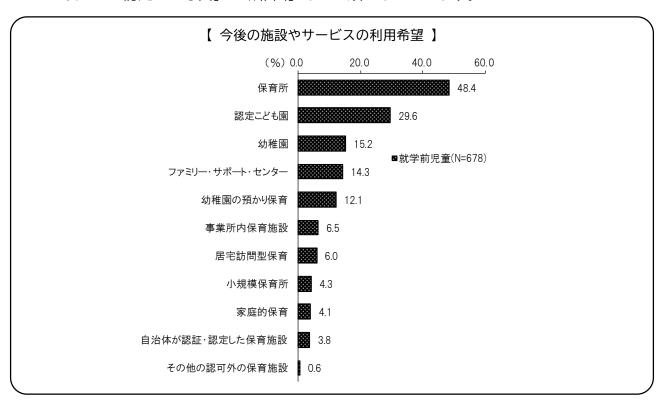
○ 約8割の子どもが保育所をはじめ認定こども園などの施設やサービスを利用しています。そのうち約6割が保育所を利用しており、年齢が上がるほど認定こども園の利用が増えています。



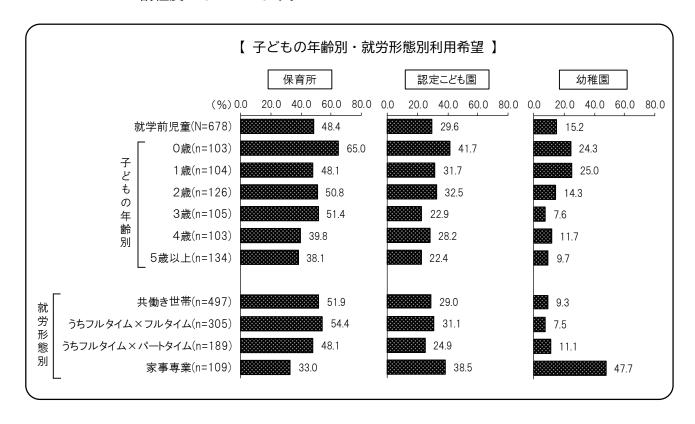


(2) 今後の利用希望

○ 施設やサービスの平日の利用希望については「保育所」が約半数と最もニーズが高く、 次いで「認定こども園」「幼稚園」などの順となっています。



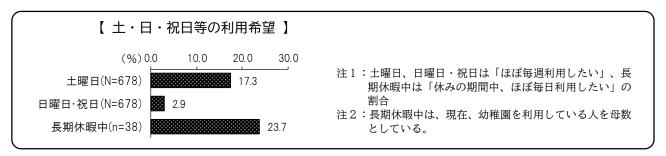
○ 「保育所」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高く、「認定こども園」のニーズは2~3割程度となっています。



3 各種教育・保育サービスのニーズについて

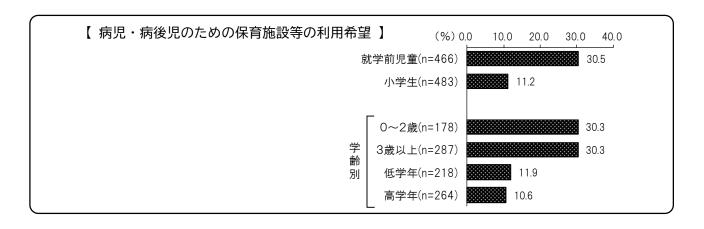
(1) 土日等の利用希望

○ 教育・保育施設について、土曜日の毎週利用希望者は 17.3%ですが、日曜日・祝日については 2.9%と少ない状況です。また、夏休み等の長期休暇中については、現在教育・保育施設を利用している人の 23.7%が利用を希望しています。



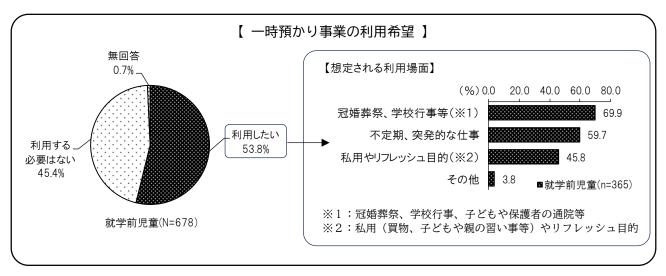
(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

○ 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で3割、小学生で約1割と なっており、就学前児童でニーズの高さが目立っています。

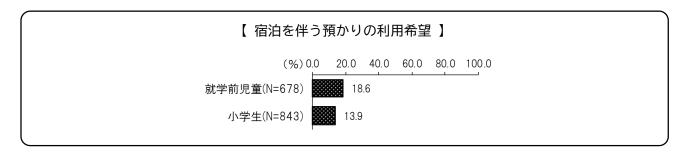


(3) 一時預かり事業等の利用希望

○ 一時預かり事業については、過半数のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子 どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。

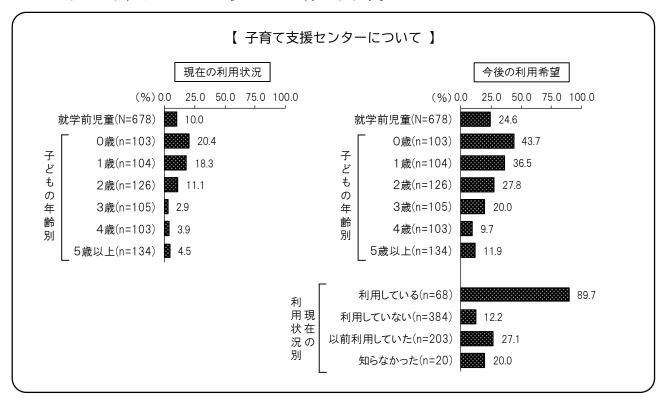


○ 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童で 18.6%、小学生で 13.9%と、いずれもニーズは2割未満となっています。



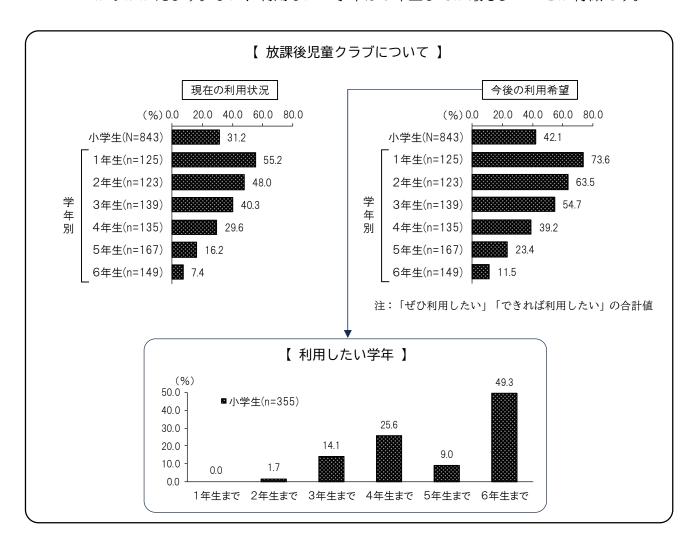
(4) 子育て支援センターの利用希望

○ 子育て支援センターを現在利用している人は0歳~1歳児の親子が多く、今後の利用 希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の約9割が利用希望を示 しており、リピーターが多いことが分かります。



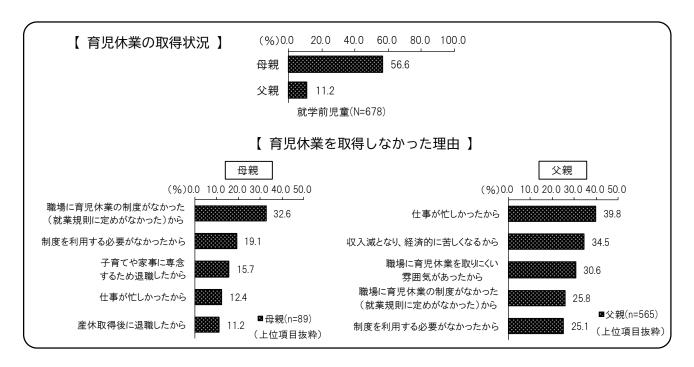
4 放課後児童クラブのニーズについて

- \bigcirc 放課後児童クラブの利用者は、 $1 \sim 3$ 年生で4割以上であり、学年が上がるほど利用者が減少しています。
- 今後の利用希望については、4割以上(42.1%)と現在の利用を上回っており、高いニーズがうかがえます。また、利用したい学年は6年生までが最も多いことが特徴です。



5 育児休業の取得状況について

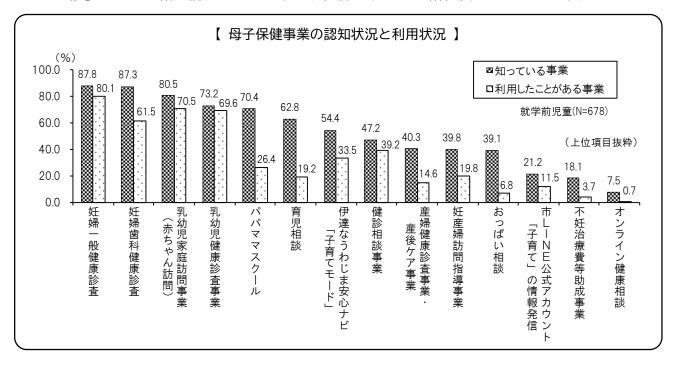
○ 母親の育児休業取得率は過半数(56.6%)を占めていますが、父親は 11.2%と低い状況です。父親が育児休業を利用しなかった理由は「仕事が忙しかったから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」の順で、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。



6 妊娠期からの母子保健事業について

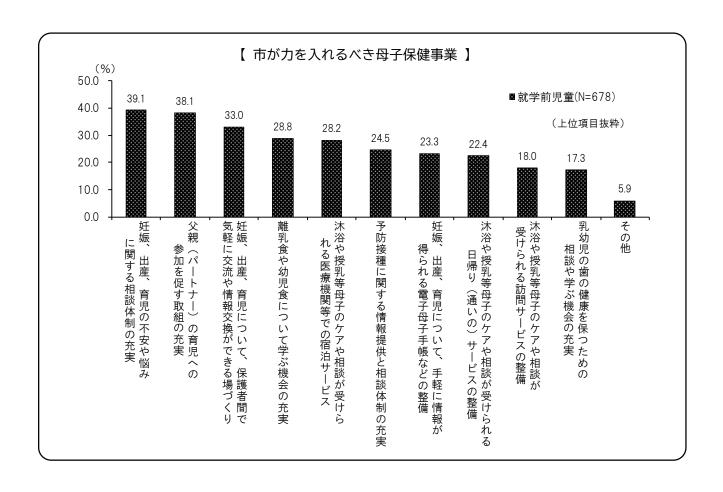
(1)母子保健事業の認知状況と利用状況

○ 「妊婦一般健康診査」「妊婦歯科健康診査」は大半が認知していますが、「妊婦歯科健康診査」の利用は約6割と低くなっています。また、「パパママスクール」や「育児相談」は6~7割が認知していますが、実際の利用は2割程度となっています。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

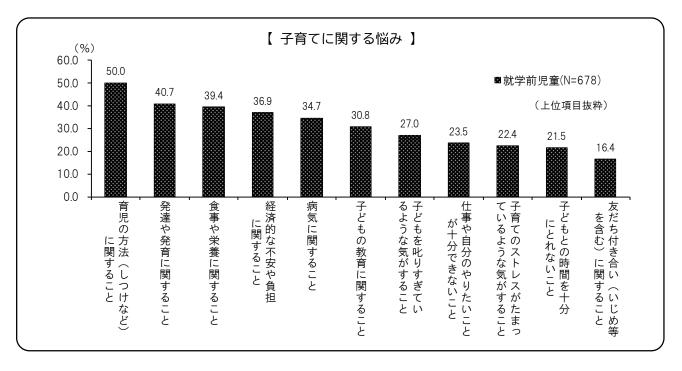
○ 市が力を入れるべき母子保健事業については、「妊娠、出産、育児の不安や悩みに関する相談体制の充実」が最も多く、次いで「父親(パートナー)の育児への参加を促す取組の充実」「妊娠、出産、育児について、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づくり」「離乳食や幼児食について学ぶ機会の充実」などが求められています。



7 子育て支援施策について

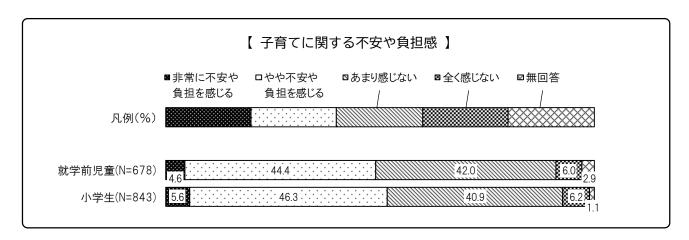
(1) 子育てに関する悩みなどについて

○ 就学前児童保護者では、育児の方法(しつけなど)をはじめ、子どもの発達や発育、食事や栄養、経済的な不安などが、悩みとして上位に回答されています。また、およそ4人に1人が、子どもを叱りすぎているような気がすると回答しています。



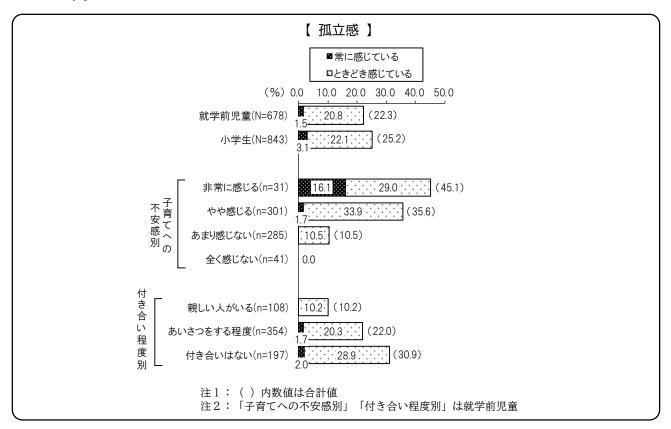
(2) 子育てに関する不安や負担感について

○ 就学前児童、小学生保護者共に約半数が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。



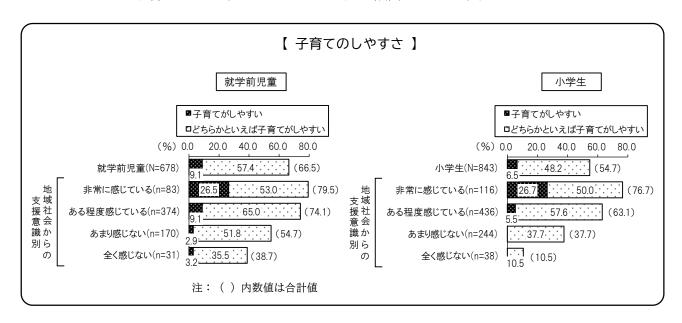
(3) 孤立感について

○ 就学前児童、小学生保護者共に、およそ4人に1人が孤立を感じています。特に子育て への不安が大きい人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっていま す。

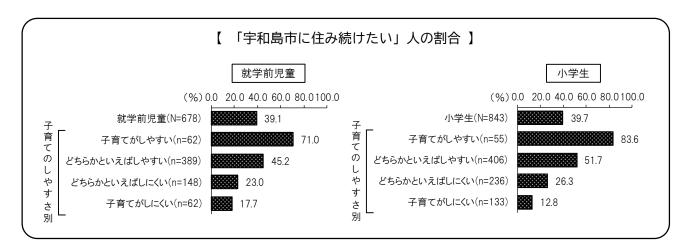


(4) 子育てのしやすさについて

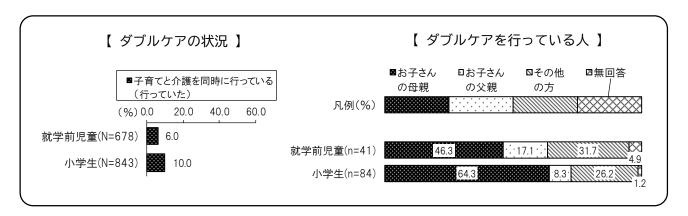
○ 宇和島市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童保護者で6割以上(66.5%)、 小学生保護者で過半数(54.7%)となっており、特に地域社会から支援意識を感じてい る人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。



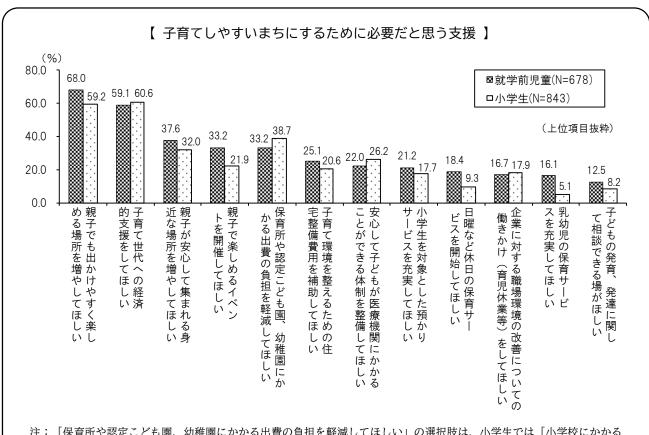
○ これからも宇和島市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約4割となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほど宇和島市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。



○ 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割程度となっています。小学生では 6割以上が母親と回答しており、就学前児童の母親の割合を大きく上回っています。



○ 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「経済的支援」が上位に回答されています。特に就学前児童では「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「親子で楽しめるイベント」「日曜など休日の保育サービス」「乳幼児の保育サービス」などの割合が小学生を大きく上回っています。



注:「保育所や認定こども園、幼稚園にかかる出費の負担を軽減してほしい」の選択肢は、小学生では「小学校にかかる出費の負担を軽減してほしい」となっている。

【3】現状分析から読み取れる本市の課題

公的資料等統計データの分析や第2期計画の取組内容、アンケート調査結果から読み取れる、子ども・子育て支援に関する本市の課題を整理しました。

1 安心して生み育てることができる妊娠期からの支援

- 本市では乳幼児健康診査や8か月児健康相談をはじめ、子どもの成長段階に応じた生活習慣についての相談への対応や啓発、食育などを推進してきましたが、健診後の適切なフォローの充実をはじめ、育児不安を解消するための施策の充実が必要です。
- 子育て支援情報の提供、小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境の整備を踏まえ、母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要です。特に子育て支援センターをはじめ、宇和島市子育て世代包括支援センター「すてっぷ」等における相談支援や情報提供の充実など、多様なニーズ、働き方、ライフスタイルに応じた支援機能の強化が必要です。また、健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、望ましい食習慣や生活習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

2 子育て支援の提供基盤の整備

- 本市における女性の就業率は近年上昇傾向にあり、アンケート調査結果では、子どもの成長に伴い就労する母親が増えており、就労ニーズも高い状況です。このような子育て家庭の保育ニーズに応じた適切な保育サービスの受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。特に入所を希望する児童の低年齢化を踏まえた、適切な供給量の検討をはじめ、就学までの一貫した保育、教育の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。
- 現在、就労しておらず「子どもが大きくなったら働きたい」と考える小学生の保護者は 半数近くを占め、今後の放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定 されます。継続的にクラブの安定した運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、放課 後子ども教室との一体的な実施など、多様な運営の在り方を検討する必要があります。 さらに、子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和)を図 るため、多様な働き方の検討や性別にかかわらず家事や子育てへの参画を促すことが 必要です。

3 地域で子育てを見守る体制づくり

- アンケート調査結果では、子育てのしやすさや本市で子育てを継続したいと考える人は、近所付き合いの深さなどとも大きな相関がうかがえます。地域で子育て支援の活動を促進するとともに、地域住民と保護者、関係団体が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。
- 悩みを誰にも相談できずに抱え込むことや孤立を防止するためにも、子育て中の保護者の不安や負担感の解消に向けた相談支援等の充実が必要です。市の相談窓口をはじめ公的な相談機関の周知や利用の促進が必要です。

4 学ぶ力と子育て力を高める環境づくり

- 子どもの心豊かな成長を育むため、幼児期からの教育の充実をはじめ、学校においては、 児童・生徒一人一人の能力を伸ばし、個性を発揮できる学びの環境づくりが必要です。 また、子育て力を高める家庭教育の推進が必要であるとともに、コミュニティ・スクー ルの推進など、地域と一体となって子どもを育む、地域に開かれた学校づくりを推進す る必要があります。
- 思春期における保健教育を充実し、心身の変化や保健、健康に関する正しい知識の普及 を図り、健全な生活を送ることができる指導の充実が必要です。

5 配慮が必要な子どもへの継続的な支援の充実

- 経済的に困難な状態にある家庭やその子どもへの支援を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園や学校など、関係機関が連携し、適切な支援が行き届くよう、多様な支援体制づくりが必要です。
- 児童虐待など、複雑なケースへの対応やひとり親家庭が抱える悩みや困りごとなど、家庭の事情に応じた相談への対応、障がいのある子どもへの適切な福祉サービスの提供など、配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援が必要です。

6 子どもが安全に生活できる環境の整備

○ アンケート調査結果では、子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援として「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」というニーズが第1位に回答されています。「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。子どもが安全に活動できる公園の整備をはじめ、子どもを交通事故から守るための取組、子どもが犯罪等に巻き込まれないための防犯対策の推進など、警察や関係機関と連携し、子育て世帯が安心して子育てを行うことができるよう、子どもの生活環境づくりや子どもを見守る体制づくり、防災対策の推進が必要です。

第4章 計画の考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島」と定め、子どもにとっての「幸せ」を念頭に置き、本市で暮らす全ての子どもが幸せに、そして健やかに成長できるよう、社会全体で子育てを支える環境づくりに向けて、これまで様々な施策を推進してきました。

第2期計画の点検、評価結果やこの度のアンケート調査結果では、本計画の策定に向けて継続的な課題や新たな課題が確認できました。このような多様な課題に適切に対応し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、本計画においては、第2期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援の充実を図ります。

● 本計画の基本理念 ●

笑顔あふれる子どもたちを支え、育む宇和島

2 基本目標

「第2期計画」において位置付けた、子ども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図るとともに、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、改めて次の6つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

| 基本目標1 | 健やかな成長を支える環境づくり |
|-------|--------------------|
| 基本目標2 | 子育てを支える基盤づくり |
| 基本目標3 | 安心して子育てできる環境づくり |
| 基本目標4 | 未来を生き抜く力を育む学びの場づくり |
| 基本目標5 | 配慮が必要な家庭への支援環境づくり |
| 基本目標6 | 地域で子どもを見守るまちづくり |

【基本目標1】健やかな成長を支える環境づくり

推進施策1 妊娠期からの切れ目のない支援

推進施策2 食育の推進

推進施策3 小児医療体制の充実

【基本目標2】子育てを支える基盤づくり

推進施策1 受け入れ体制の整備と人材の確保

推進施策2 多様な保育ニーズへの対応 推進施策3 仕事と子育ての両立の推進

【基本目標3】安心して子育てできる環境づくり

推進施策1 相談支援と情報提供の充実

推進施策2 子育て支援のネットワークづくり

【基本目標4】未来を生き抜く力を育む学びの場づくり

推進施策1 幼児期における学びの場の充実

推進施策2 教育環境の整備・充実

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上

推進施策4 思春期における保健教育の充実

【基本目標5】配慮が必要な家庭への支援環境づくり

推進施策1 子育て家庭への経済的支援と貧困対策

推進施策2 ひとり親家庭への自立支援

推進施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

推進施策4 児童虐待防止対策の充実

【基本目標6】地域で子どもを見守るまちづくり

推進施策1 子どもにやさしい生活環境の整備

推進施策2 子どもを見守る安全対策の推進

推進施策3 防災・減災対策の推進

第5章 施策の展開

基本目標1 健やかな成長を支える環境づくり

本市では、妊娠期からの切れ目のない支援が行えるよう、宇和島市子育て世代包括支援センター「すてっぷ」を中心とした伴走型支援の導入をはじめ、市の公式LINE「子育て」による妊娠、子育ての時期に合わせた情報のプッシュ通知やオンライン相談を通して、育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児健康診査や成長、発達に関する悩みを相談する保健師との面談の実施など、多様な支援策を展開してきました。

アンケート調査結果では、市が力を入れるべき母子保健事業として、育児の不安や悩み に関する相談支援体制の充実をはじめ、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づく りなどが求められています。

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、 育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用した周知、情報提供の充実や子 育て中の親子が集える場の充実に取り組みます。

推進施策1 妊娠期からの切れ目のない支援

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|-------|
| 安心して子どもを 生める環境づくり | ○ 母子手帳の交付時やパパママスクール、訪問等のあらゆる機会において、妊娠や出産、育児に関する情報提供や相談に対応し、妊産婦の不安の軽減に努めるとともに、必要に応じて適切な支援につなぎます。 ○ 出産後も、産婦健診や「こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳幼児家庭訪問事業)」等を通して、必要な支援ができるよう関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めます。 ○ 母子健康手帳の交付時や産婦健康診査時に、マタニティブルーや産後うつ、育児不安やストレス、孤立等のリスクを抱えていると思われる妊産婦を対象に、個別の相談に応じ、必要な支援につなぎます。 | 保険健康課 |
| 子育て世代包括支 援センターによる 支援 | ○ 宇和島市子育て世代包括支援センター「すてっぷ」の 助産師、保健師が中心となり、妊娠届出時から妊婦や 子育て家庭に寄り添い、相談支援や情報提供等を通し て、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援に努めま す。 | 保険健康課 |

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|-------|
| 乳幼児健康診査事業 | ○ 乳幼児健康診査や8か月児健康相談事業等を実施し、子どもの健康の保持及び増進を図るとともに、未受診者や課題を指摘された場合のフォローの充実に努め、保護者が抱える発達の不安や悩みの軽減を図ります。○ 8か月児健康相談事業においては、絵本の読み聞かせを行い、健やかな成長を支援します。 | 保険健康課 |
| 経過観察事業 | ○ 1歳6か月児から3歳児を対象にした健康診査などの 結果、経過観察が必要な子どもについて、いちご教室 を開催し遊びを通して発達状況に応じた支援を行うと ともに、保健師が保護者に寄り添った面接を行うこと で、支援が必要な幼児を専門機関につなぐなどの支援 を行います。 | 保険健康課 |
| 子どもの心と身体 の健やかな発達の 促進 | ○ 学校と連携し、小児生活習慣病予防健診や集団指導、個別指導を実施し、小児期より自分の身体に関心を持ち、食事や運動、生活リズムなど健康的な生活習慣が身に付くよう支援します。○ 学校と地域が連携し、家庭における生活改善の取組の促進に努めます。 | 保険健康課 |
| 妊活支援事業 | ○ 将来、子どもを望む夫婦や不妊を心配する夫婦に対し、 不妊治療等に係る医療費及び通院交通費の一部を助成 し、経済的不安の軽減と子どもを生み育てやすい環境 づくりに努めます。 | 保険健康課 |
| 妊婦等包括相談支 援事業 | ○ 安心して出産、子育てができるよう、身近な場所で、 多様なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型の相 談支援を充実し、妊婦のための支援給付金などの経済 的支援と一体的に実施します。 | 保険健康課 |

推進施策2 食育の推進

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------|--|--|
| 食育の推進 | ○「宇和島市食育プラン(第4次)」に基づき、家庭や幼稚園、保育所等や学校、地域社会と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をはじめ、家族そろって食事をとるなど、正しい食生活について学ぶ場を充実し、心身共に健康な子どもの育成を目指します。 ○学校給食を通じて、児童・生徒が正しい食習慣を身に付け、心身共に健康に生活できるよう、指導と啓発を推進します。 ○ 給食での地産地消の推進をはじめ、郷土料理を身近に感じられる教育等を通して、児童・生徒への地元食材への関心と理解を深めます。 ○ 幅広い世代に対して、家庭教育支援事業や公民館活動等を通して、ライフステージに応じた食育活動を推進します。 | こども家庭課 保険健康課 学校教育課 生涯学校給食セン ター |

推進施策3 小児医療体制の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 小児医療の充実 | ○ 宇和島市子育て世代包括支援センター「すてっぷ」や 子育て相談窓口等において、育児のしおりや子育てア プリ等も活用しながら必要な情報を提供し、適切な小 児医療の受診を支援します。 | 保険健康課 |
| かかりつけ医づく りの推進 | ○「こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳幼児家庭訪問事業)」 等の機会を通して、子どもの健康管理や疾病予防につ いて、いつでも気軽に相談ができるかかりつけ医づく りを促進します。 | 保険健康課 |
| 休日夜間応急体制 の整備 | ○ 市の広報紙やホームページ、市公式アプリ等を活用し、 宿直医等の情報や小児救急医療相談窓口の情報を発信 するとともに、日曜、祝日、夜間の小児医療体制の整 備に努めます。 | 保険健康課 |

基本目標2 子育てを支える基盤づくり

本市では、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育事業を提供し、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、地域で子育て支援の取組を推進してきました。

母親の就労ニーズに応じた適切な受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの 展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくり、ワーク・ライフ・バラン ス(仕事と家庭生活の調和)の推進が求められています。

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受け入れ体制を整備する とともに、多様な保育サービスを展開し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

推進施策1 受け入れ体制の整備と人材の確保

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|--------|
| 保育ニーズに応じ た受け入れ体制の 整備 | ○ 多様化する保育ニーズを踏まえ、計画的な施設全体の整備と受け入れ体制の充実を図ります。○ 育児休業明けの職場復帰や低年齢児の受け入れニーズの増加に対応するため、子どもの人口推移等を踏まえ、適切な利用定員の確保を図ります。 | こども家庭課 |
| 保育人材の確保と 育成 | ○ 保育士に対する研修会や講座等の開催により、保育士 の資質や専門性の向上に努めるとともに、人材の確保 に努めます。 | こども家庭課 |
| DX [*] 推進事業 | ○ 保育施設等の入所選考にあたって、A I システムの導入により、大幅に作業時間を縮減するとともに、申請者へ結果を早期に通知することで市民サービスの向上に努めます。 ○ 保育所への園内業務管理システム (ICT) の導入をさらに進めることで、業務の効率化と保育士の負担の軽減を図り、保育サービスの向上につなぎます。 | こども家庭課 |

[※] デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。(Digital Transformation デジタル・トランスフォーメーション)

推進施策2 多様な保育ニーズへの対応

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------------|--|-----------------|
| 一時預かり事業の 実施 | ○ 保護者の就労や疾病等により保育が困難となった場合 に、保育施設で一時的な預かり(一時保育事業)を行 います。運営にあたっては、保護者のニーズや提供施 設の状況等を踏まえ、適切な必要量を検討します。 | こども家庭課 |
| うわじまファミ リー・サポート・セ ンター事業の推進 | ○ 子育ての援助をしてほしい人(利用会員)と子育ての 援助をしたい人(サポート会員)との相互援助活動で ある「うわじまファミリー・サポート・センター」の 周知に努めるとともに、活発な活動を促進します。 | こども家庭課 |
| 病児・病後児への 支援 | ○ 病気やけがなどのため集団保育が困難で、保護者の就 労や疾病、出産、事故、冠婚葬祭などのため、家庭内 で保育ができない場合、病児・病後児保育施設におい て、保護者に代わって対応します。 | こども家庭課 |
| 子育て短期支援事 業(ショートステ イ) | ○ 保護者が仕事、疾病等により家庭での養育が一時的に 困難になった場合に、18 歳未満の子どもを児童養護施 設、ファミリーホームに連続7日以内の期間預かると ともに、制度の周知に努めます。 | こども家庭課 |
| 放課後の居場所づくり | ○ 保護者が、就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る、放課後児童クラブを実施します。○ 国の「放課後児童対策パッケージ」等の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。 | こども家庭課 生涯学習課 |

推進施策3 仕事と子育ての両立の推進

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|---|--------------|
| ワーク・ライフ・バ ランスの推進 | ○ 育児休業や介護休業制度の普及に向けた啓発を推進するとともに、性別にかかわらず家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進をはじめ、子育て支援、介護サービスの充実など、誰もがワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現し、家事や育児、介護に参加することができる社会を目指します。 | 企画課 保険健康課 |
| 男女共同参画意識 の形成 | ○ 固定的な性別役割分担意識の払拭に向け、男女共同参画に関する講演会の開催や啓発活動を推進します。○ 事業所や就業者への啓発活動をはじめ、育児休業、介護休業の利用の促進、性別にかかわらず家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進を図ります。 | 企画課 |

基本目標3 安心して子育てできる環境づくり

本市では、核家族化等により相談相手がいないことなどを背景とした、育児の不安や孤立感の軽減を図るため、家庭教育支援チーム等による、公民館等で親子を対象にしたものづくり体験や本の読み聞かせなどの学習会の開催をはじめ、子育て世代活動支援センター、児童館で出張子育て相談窓口を開設するなど、子育て中の親子の交流を促進する地域づくりを推進してきました。

今後も、子育ての悩みや不安を解消し、子育ての孤立を防ぐため、子育て世代の交流や仲間づくり、子育てサークル活動の育成に努め、幅広い年齢層が地域の様々な活動に参加できるよう、世代間で交流する機会づくりを推進します。

推進施策1 相談支援と情報提供の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-------------|
| 子育てに関する相 談支援及び情報提 供の充実 | ○ 子育て相談窓口において、子育てに関する様々な悩みへの対応や情報提供を推進します。○ 子育て応援ブックや育児のしおりの配布、市の公式アプリ等を活用し、保護者が、必要な子育て情報を適切に受け取ることができる体制づくりを推進します。 | こども家庭課保険健康課 |
| 就労支援の推進 | ○ DXセミナーの開催などを通して、最新のICT(情報通信技術)情報の紹介や技術の取得を支援することにより、子育て世代の就業能力の向上に努めます。 | 商工観光課 |

推進施策2 子育て支援のネットワークづくり

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--|----------------|
| 地域における子育 て支援の充実 | ○ 子育て世代活動支援センター(パフィオうわじま)や児童館、子育てサロンにおいて、出張子育て相談窓口を開催するなど、身近な地域で子育て支援を推進するとともに、親子同士の交流を促進します。 ○ 家庭教育支援チームが幼稚園や保育所等、学校と連携し、ものづくり体験や食育講座、本の読み聞かせなどの学習会を開催します。 | 保険健康課 生涯学習課 |

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------------|
| 子育てサークルへ の支援 | ○ 子育て応援ブックや市のホームページを活用し、親子が安心して遊べる場所についての情報を発信するなど、子育て中の親子が集い、友達づくりや情報交換ができる場の普及に努めるとともに、子育てサークル等で活動している団体間の交流や連携を深め、子育てしやすい環境づくりを目指します。 | こども家庭課保険健康課 |
| 子ども食堂への支 援 | ○ 地域に子どもの居場所をつくるとともに、見守り体制が整備されるよう、子ども食堂実施団体の活動を支援するとともに、安定的な経営の促進や新規参入の促進に努めます。 | こども家庭課 |
| 支援対象児童等見 守り強化事業 | ○ 子ども食堂等を運営する民間団体と連携し、食事の提供や学習支援等を通して、子どもの状況を把握することにより、地域における子どもの見守り体制の強化を図ります。 | こども家庭課 |

基本目標4 未来を生き抜く力を育む学びの場づくり

本市では、施設の改修やICTを活用した教育の導入、学校訪問等を行い、保育施設や 学校施設の整備に取り組むととともに、健全な成長を促進する教育環境の整備に取り組ん できました。特に第2期計画期間では「宇和島市学校施設長寿命化計画」に基づく、既存 施設の適正配置と有効活用をはじめ、宇和島市教育推進員を全ての小中学校へ派遣し、コ ミュニティ・スクールの充実について支援してきました。

今後も「社会に開かれた教育課程」や「持続可能な社会の創造」の実現に向けた取組の 充実を図り、確かな学力の育成をはじめ、心豊かな成長を支える学校教育を推進するとと もに、家庭や地域をはじめ、関係機関との連携を強化します。

推進施策1 幼児期における学びの場の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 幼児教育の充実 | ○ 保護者や地域に向けて、幼児教育の重要性を発信するとともに、ICT(情報通信技術)を活用した教育機器の導入など、教育基盤の整備を推進します。○ 園長会や主任研修会の開催等を通して、幼児教育に対する関係者の理解を深め、幼児教育の充実を図ります。 | こども家庭課 学校教育課 |
| 幼・保・小学校教育 との連携・接続の 強化 | ○ 幼稚園教員、保育士、小学校教員が、それぞれの教育 内容や指導方法等を理解し、園児が幼稚園や保育所等 からスムーズに就学できるよう、連絡会の開催をはじ め、園児ごとの支援パッケージ等の活用を図ります。 ○ 就学前児童の保護者を対象とした就学ガイダンスの開 催をはじめ、夏休みを利用した小学校教員による保育 所の視察等を通して、幼稚園や保育所等からのスムー ズな就学を促進します。 | こども家庭課学校教育課 |
| 研修事業の充実 | ○ 園長会や主任研修会等の開催を通して、保育士や幼稚 園教員等のキャリアアップ、資質の向上に努めます。 | こども家庭課 |

推進施策2 教育環境の整備・充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|--------------------------|
| 学校施設及び I C T 環境などの整 備・充実 | ○ 1人1台端末をはじめとする、ICT(情報通信技術)を有効に活用した学習環境の充実など、安全で快適な教育環境づくりを推進します。○ 「宇和島市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の利用状況や劣化状況等を把握し、施設の長寿命化を図るとともに、計画的な保全に努めます。 | 教育総務課学校教育課 |
| 魅力ある教育の推進 | ○ 指導力向上研修等による教職員の資質、能力の向上を図るとともに、より多くの参加を促進します。○ 地域に密着した研修内容の充実や教職員のニーズに応じた研修の開催に努めます。 | 学校教育課 |
| 地域に開かれた学 校づくりの促進 | □ コミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域社会全体で取り組む「地域に開かれた学校づくり」を推進し、児童・生徒が地域を担う一人であるという認識を深める機会の充実に努めます。 ○ 地域の支えが子どもの成長につながることを見据え、地域の人的資源を積極的に活用し、地域の伝統や歴史を学ぶ機会、職場体験学習等の充実に努めます。 ○ 地域学校協働活動や公民館における活動を通して、地域住民及び保護者等の学校運営への参画と協働による、地域性を生かした学校づくりを推進します。 ○ 地域のボランティア団体や老人クラブ、婦人会などの活動を促進し、地域で子どもを見守る体制づくりを推進します。 | こども家庭課 学校教育課 生涯学習課 |
| 特別支援教育の充 実 | ○ 障がいのある子ども一人一人の状態や発達段階に応じた教育課程の編成、教育相談体制の充実をはじめ、特別支援学級担任や通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターへの研修の充実など、特別支援教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 相談体制の充実 | ○ SNSのネットトラブル等、多様化する児童・生徒の 悩みやいじめ、不登校等に対応するために、スクール カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハート なんでも相談員等との連携を強化し、相談支援体制の 充実を図ります。 | 学校教育課 |

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-----------------|
| 外国につながる子 どもに関する支援 | ○ 日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人世帯に対しても、教育、保育に関する必要な支援が提供できるよう努めます。○ 学校において、学校教育活動支援員を配置し、日本語によるコミュニケーションが十分でない児童・生徒の支援に努めます。 | こども家庭課 学校教育課 |

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|--|
| 生涯学習事業の充実 | ○ 生涯学習センターや中央公民館及び各地区の公民館において、子ども向け体験イベントの実施や青少年健全育成事業、青少年の活動拠点づくり、PTAによる防災キャンプの開催など、児童・生徒が地域社会で主体的に活動ができるよう、事業の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 郷土愛を育む教育の推進 | ○ 幼稚園、保育所等や生涯学習センター、公民館の事業 において、郷土の歴史や文化と触れ合う機会を充実す るとともに、夏休み子どもイベントの開催など、児童・ 生徒の郷土愛の醸成につながる取組を推進します。 | こども家庭課 学校教育課 生涯学習課 文化・スポー ツ課 |
| 放課後教育の充実 | ○ 学校への補充学習支援員の配置をはじめ、放課後子ども教室における各種体験教室等の開催、うわじま土曜塾における体験学習や補充学習の開催など、子どもの健全育成の場の充実に努めます。 | 学校教育課 生涯学習課 |

推進施策4 思春期における保健教育の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------------------------|
| プレコンセプショ ンケアの推進 | ○ 高校生を対象として、思春期における心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)についての講座等を開催し、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。 | 保険健康課 |
| 心の健康に関する 情報提供・知識の 普及 | ○ 幼稚園教員や保育士等と連携し、就学前の子どもに対する適切な性教育を実施します。 ○ 生涯にわたって幸せにつながる「性的自己決定能力」を育むため、主に中学校で行っている「性に関する指導」を発達段階に合わせて小学校でも実施できるよう学校長、養護教諭、プロジェクトアドバイザー、助産師等が所属している実行委員会で進めていきます。また教員研修や授業内容の充実を図り、自分も相手も大切にする児童・生徒の育成に努めます。 | 保険健康課学校教育課 |
| 命の大切さについ ての知識の普及 | ○ 児童虐待の防止に向けた啓発活動を推進します。○ 道徳の時間や健康教育の出前講座等において、こころの健康、SOSの出し方、受け止め方など、児童・生徒をはじめ保護者や教育関係者に対して、心の健康について正しい知識の普及に努めます。 | こども家庭課 保険健康課 学校教育課 |
| 喫煙・飲酒・薬物乱 用防止教育の推進 | ○ 小中学校における薬物乱用防止教室の開催をはじめ、 高校生を対象とした思春期保健出前講座の開催、街頭 補導活動等を通して、児童・生徒に対する食事や飲酒、 喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及に努めます。 | 保険健康課 学校教育課 生涯学習課 |
| 子育て支援活動の 推進 | ○ 幼稚園、保育所等において、中学生や高校生などを対象とした職場体験や職業訓練の実施により、幼児と触れ合い、接する機会を提供し、次代の親としての意識の醸成に努めます。 | こども家庭課 保険健康課 学校教育課 |

基本目標5 配慮が必要な家庭への支援環境づくり

ひとり親家庭への経済的な支援等を行い、家庭の状況に応じて悩みや不安を相談できる 体制の充実に努めるとともに、自立に向けた就労相談の実施や福祉制度等の周知を図るな ど、生活を支援します。

障がいのある子どもについては、関連計画や関係機関等との連携を十分に図りながら支援を充実します。

また、児童虐待の防止に努めるとともに、様々な機会を通して虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を強化します。

推進施策1 子育て家庭への経済的支援と貧困対策

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------------|--|--------|
| 児童手当等諸制度 の普及啓発 | ○ 児童手当等の諸制度について、制度の動向を見据えながら、市の広報紙やホームページ、市公式アプリ等を活用して周知を図るとともに、利用の促進に努めます。 | こども家庭課 |
| 医療費の助成・軽減 | ○ 18歳(年度末)までの子どもに対して、保険診療による通院・入院の自己負担金全額助成(現物給付)や医療を必要とする未熟児に対する医療費を給付するなど、子どもの健康増進及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | こども家庭課 |
| 幼児教育・保育利 用料の無償化又は 減免 | ○ 幼児教育・保育無償化により、子育てや教育・保育にかかる経済的負担の軽減を図ります。 | こども家庭課 |
| ひとり親家庭への 各種手当・医療費 の助成 | ○ 児童扶養手当の支給や医療費の助成等、経済的な支援 を行い、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進に努 めるとともに、様々な媒体を活用して各種制度の普及 に努めます。 | こども家庭課 |
| 障がいのある子ど ものいる家庭への 各種手当などの助 成 | ○ 障がいのある子ども又は保護者に対して、特別児童扶養手当などの各種手当の支給を行い、経済的な負担を軽減します。 | 福祉課 |

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|--------|
| 奨学金制度の普及 啓発 | ○ 経済的な困難を理由に就学の機会が奪われることがないよう、奨学金制度について、中学校及び高等学校を通じた案内をはじめ、市の広報紙やホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。 | 教育総務課 |
| 新生児等への各種 助成 | ○ 紙おむつ券や子育て応援給付金の支給など新生児等への助成事業を継続するとともに、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施の検討を行います。 | こども家庭課 |
| 小中学校教育にお ける就学費の各種 助成 | ○ 小中学校教育において、就学援助制度の希望調査を実施し、適切な就学費の助成に努めるとともに、支援メニューの拡充を検討します。 | 教育総務課 |
| 少子化対策推進事業 | ○ 乳幼児の成長支援と、保護者や祖父母の経済的負担を 軽減するために、誕生日の祝い品として地元産木材を 使用した木製玩具を贈呈します。 | こども家庭課 |
| 学習・生活支援事業 | ○ 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保 護者を対象として、オンラインを活用した学習支援を はじめ、生活習慣、育成環境の改善、進路選択等に関 する支援を行います。 | こども家庭課 |

推進施策2 ひとり親家庭への自立支援

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|--|--------|
| 相談・支援活動の充実 | ○ 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立 や就労を目的とした子育て支援、生活支援をはじめ、 経済的支援等の各種制度に基づく支援など、総合的な 対策を推進します。 | こども家庭課 |
| 就労支援の推進 | ○ ハローワーク等関係機関と連携し、ひとり親家庭の就 労や各種支援制度に関する情報を提供し、利用を促進 するとともに「自立支援教育訓練給付金」「高等職業 訓練促進給付金」を活用し、資格取得を促進するなど、 就労の定着を図ります。 | こども家庭課 |

推進施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|-----------------------|
| 相談体制の整備 | ○ 宇和島市発達支援センターにおいて、発達障がいのある人、発達や育ちが気になる人、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう、関係機関等と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援や発達支援等を行います。 ○ 巡回支援専門員の確保など、子どもの障がいの早期発見、専門的相談や身近な生活に関する相談等に対応します。 ○ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内での教育相談体制を整えるとともに、就学相談等の教育委員会が実施する教育相談も充実させます。 ○ 幼児健診における発達や療育に関する相談に対応し、特に就学前に当たる5歳児健診の体制の強化に努めます。 | 福祉課 保険健康課 学校教育課 |
| 就学への支援 | ○ 就学前の保護者を対象とした就学ガイダンスを実施 し、様々な学びの場や支援体制についての情報を周知 します。教育支援委員会において、専門家の意見聴取 を行いながら適切な学びの場を検討し、保護者と合意 形成を行います。 | 福祉課 学校教育課 |
| 障がいのある子ど もに対する教育・ 保育の推進 | ○ 障がいのある幼児・児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な保育や教育が受けられるよう、教育・保育環境の充実に努めます。 ○ 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた教育課程の編成をはじめ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、特別支援教育の充実を図ります。 | こども家庭課 学校教育課 |
| 在宅障がい児支援の充実 | ○ 「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援」を実施し、在宅している障がいのある子どもを支援します。○ 「くらしの相談窓口」を設置するとともに、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用して、制度やサービスに関する情報を分かりやすく提供します。 | 福祉課 |

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------------------------------|
| 発達障がい児支援 の体制整備 | ○ 発達上の支援を必要としている子どもを対象に、適切な療育や福祉サービスの提供など、子どもの健やかな成長を支援します。 ○ 宇和島市特別支援連携協議会において、教育と医療、保健、福祉、労働分野等の関係機関が連携し、障がいのある子どもへの支援体制の整備に努めます。 ○ 学校教育活動支援員の配置、放課後児童クラブへの受け入れなど、支援の必要な児童・生徒が過ごしやすい環境整備を行います。 | 福祉課 保険健康課 学校教育課 生涯学習課 |

推進施策4 児童虐待防止対策の充実

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|---|------------------------|
| 児童虐待防止対策の強化 | ○ 子どもに対する虐待の防止及び早期発見に向けて、家庭児童相談員、女性相談支援員の配置をはじめ、要保護児童対策地域協議会や児童相談所、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と連携し、課題を抱える家庭への早期の対応に努めます。 ○ 相談支援体制の強化を図るため、有資格者の確保など、職員の専門性の向上に努めるとともに、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的されたこども家庭センターの設置を推進します。 | 福祉課 こども家庭課 保険健康課 |

基本目標6 地域で子どもを見守るまちづくり

安全な遊びと学びの場の確保など、子どもの健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。また、災害時の子育て家庭への支援対策をはじめ、関係機関と連携した地域の防犯対策など、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安全、安心な生活環境の整備を推進します。

子どもにやさしいまち、子育てにやさしいまちは、障がいのある人や高齢者にもやさしいまちになります。地域のつながりを大切に、全ての市民にやさしいまちづくりを推進します。

推進施策1 子どもにやさしい生活環境の整備

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|---------------|
| 安全な遊びと学びの場の確保 | ○ 宇和島市立児童館「こもりん」において、遊びや学びの場を提供し、子どもの安心、安全な居場所としての充実を図るとともに、より多くの子どもに利用してもらえるよう、周知に努めます。 ○ 老朽化した遊具等の改修や分かりやすい案内表示等の配置、バリアフリー化等、子どもが安全に安心して活動できる公園や公共施設の整備に努めます。 | こども家庭課都市整備課 |
| ユニバーサルデザ インのまちづくり | ○ 道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備に努めるとともに、通学路や学校内外の危険箇所、改善の必要な箇所の把握及び改善に努めます。 ○ 子どもをはじめ高齢者や障がいのある人など、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化を推進します。 | 建設課都市整備課教育総務課 |
| 子育て家庭に向け た住環境整備の促 進 | ○ 子育て世帯に対する住宅改修資金の支援や公営住宅へ の入居に関する優遇措置の検討を行います。 | 建築住宅課 |

推進施策2 子どもを見守る安全対策の推進

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---|---------------------------------|
| 交通安全教室の推 進 | ○ 警察署や交通安全協会と連携し、児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催や交通指導員による交通安全 指導、交通安全グッズの配布等を実施し、交通安全に 対する意識の向上を図ります。 | 市民課 |
| 防犯体制の充実 | ○ 子どもが犯罪等に巻き込まれることがないよう、警察 や学校、地域や防犯協会と連携し、児童・生徒の登下 校時の街頭指導や宇和島地区青色防犯パトロール隊に よる見守り活動、街頭補導等を展開し、犯罪の防止や 犯罪が発生しにくい安全、安心なまちづくりを推進し ます。 | 総務課 生涯学習課 |
| 教育・保育施設の 防犯機能強化 | ○ 教育・保育施設における防犯カメラや非常通報装置の 設置、不審者情報等の保護者への情報提供など、警察 等関係機関と連携し、防犯機能の強化に努めます。 | 福祉課 こども家庭課 教育総務課 学校教育課 |

推進施策3 防災・減災対策の推進

| 取組名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------------------------|
| 防災意識の高揚及び防災体制の整備 | ○ 災害時に、的確な判断に基づいて行動できるよう、防災関係機関等と連携し、避難訓練や講演会、防災キャンプの開催など、あらゆる手段や機会を活用し、災害についての正しい知識の普及に努め、意識の醸成を図ります。 ○ 「宇和島市地域防災計画」や「宇和島市国民保護計画」「宇和島市国土強靱化地域計画」「宇和島市事前復興計画」に基づき、子育て家庭をはじめ、高齢者や障がいのある人等への災害時の情報伝達、避難誘導体制及び避難所生活への配慮をはじめ、迅速な災害復旧、復興体制の整備、応急体制の整備など、総合的な災害対策を推進します。 ○ 学校では、巨大地震発生時に、児童・生徒の安否確認を確実に行えるようなシステムづくりに努めます。 | 危機管理課 こども家庭課 学校教育課 |

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

【1】教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画 に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移 や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定め ます。

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」 を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施 設の整備を計画的に実施します。

(単位:人)

| | | 令和7(2025)年度 | | | | |
|----------|-------------|-------------|------|-----|-----|------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 合計 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | 必要利用定員総数 | 177 | 980 | 884 | 282 | 602 |
| 確保方策 | 特定教育·保育施設** | 150 | 963 | 881 | 281 | 600 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 27 | 16 | 3 | 1 | 2 |
| | ② 合計 | 177 | 980 | 884 | 282 | 602 |
| 過不足(②一①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | 令和8(2026)年度 | | | | |
|----------|-------------|-------------|------|-----|-----|------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 合計 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | 必要利用定員総数 | 161 | 925 | 863 | 281 | 582 |
| 確保方策 | 特定教育·保育施設** | 135 | 909 | 860 | 280 | 580 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 26 | 15 | 3 | 1 | 2 |
| | ② 合計 | 161 | 925 | 863 | 281 | 582 |
| 過不足(②一①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | 令和9(2027)年度 | | | | |
|----------|-------------|-------------|------|-----|-----|------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 合計 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | 必要利用定員総数 | 145 | 894 | 848 | 276 | 572 |
| 確保方策 | 特定教育·保育施設** | 120 | 879 | 845 | 275 | 570 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 25 | 14 | 3 | 1 | 2 |
| | ② 合計 | 145 | 894 | 848 | 276 | 572 |
| 過不足(②一①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[※] 特定教育・保育施設:幼稚園や保育所、認定こども園で受ける教育・保育

(単位:人)

| | | | 令和 | 10(2028)年 | F度 | |
|------------------------|-------------|------|------|-----------|-----|------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 合計 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | 必要利用定員総数 | 134 | 863 | 833 | 271 | 562 |
| | 特定教育·保育施設** | 110 | 850 | 830 | 270 | 560 |
| 本 /0 十 年 | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | その他 | 24 | 13 | 3 | 1 | 2 |
| | ② 合計 | 134 | 863 | 833 | 271 | 562 |
| 過不 | 足(②一①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | 令和 | 11(2029)年 | F度 | |
|---------|-------------|------|------|-----------|-----|------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 合計 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | 必要利用定員総数 | 123 | 832 | 818 | 266 | 552 |
| | 特定教育·保育施設** | 100 | 820 | 815 | 265 | 550 |
| 確保方策 | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 惟休万泉 | その他 | 23 | 12 | 3 | 1 | 2 |
| | ② 合計 | 123 | 832 | 818 | 266 | 552 |
| 過不 | 足(2-1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保方策 の内容 ○ 児童数が減少することが予想される一方で、利用者の利便性に配慮しつつ、地域の実情に応じたサービスの需要と供給の適正なバランスを図りながら環境の整備を推進します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1)時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

確保方策の内容

○ 公立施設については、施設等整備計画に基づき施設の整備を実施していく中で、当該事業についても整理し、地域の実情により、必要に応じて拡充、見直し等を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 296 | 293 | 290 | 287 | 284 |
| ② 確保方策 | 人 | 296 | 293 | 290 | 287 | 284 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策 の内容 ○ 全ての児童に放課後の安全、安心な居場所を提供し、地域の実情を勘案しながら、放課後子ども教室との連携等による放課後児童クラブの整備に努めます。

| | | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|-----|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 1 1 | 量の見込み(合計) | 人 | 602 | 560 | 528 | 499 | 483 |
| | 低学年 | 人 | 469 | 433 | 406 | 385 | 378 |
| | 高学年 | 人 | 133 | 127 | 122 | 114 | 105 |
| ② 研 | 笙保方策(合計) | 人 | 662 | 616 | 581 | 549 | 532 |
| | 低学年 | 人 | 516 | 476 | 447 | 424 | 416 |
| | 高学年 | 人 | 146 | 140 | 134 | 125 | 116 |
| 過2 | 不足(②一①)(合計) | 人 | 60 | 56 | 53 | 50 | 49 |
| | 低学年 | 人 | 47 | 43 | 41 | 39 | 38 |
| | 高学年 | 人 | 13 | 13 | 12 | 11 | 11 |

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策 の内容 ○ 利用者のニーズに応じたサービス提供が行えるよう、継続して提供体 制の充実を図ります。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策 の内容 ○ 令和7年度から実施地域を拡充し、類似事業も含めニーズに対応できており、今後も維持、確保に努めます。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 10,363 | 9,663 | 8,968 | 8,324 | 7,726 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 10,363 | 9,663 | 8,968 | 8,324 | 7,726 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育所や認定こども園で一時的に預かる事業です。

- ① 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(一時預かり事業(幼稚園型)) 従前の幼稚園における預かり保育と同様、幼稚園や認定こども園の1号認定の園児 を主な対象として実施します。
 - ※ 園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)による対応となります。

確保方策の内容

○ 就学前児童が減少傾向にあることなどから、ニーズに対応できており、今後も安定した確保を図ります。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 7,049 | 6,697 | 6,362 | 6,044 | 5,741 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 7,049 | 6,697 | 6,362 | 6,044 | 5,741 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 保育所における一時預かり(一時預かり事業(一般型)) 就園していない児童を対象として実施します。

確保方策 の内容 ○ 令和5年度から実施地域を拡充してニーズに応しており、今後も必要 に応じて拡充、見直しなどを行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 789 | 750 | 712 | 676 | 643 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 789 | 750 | 712 | 676 | 643 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(6)病児・病後児保育事業

病児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病後児保育事業は、病気の回復期にある児童に対して、安静の確保に配慮して一時的 に保育等を実施する事業です。

確保方策 の内容

○ 令和7年度から実施事業所数の拡充によりニーズに対応しています。 今後も安定した確保に努めます。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 974 | 925 | 878 | 834 | 792 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 974 | 925 | 878 | 834 | 792 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策 の内容 ○ 交流会及び会員研修の機会を通して、サポート会員及び利用会員の確保を図りながら、今後も事業を推進します。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 1,453 | 1,624 | 1,815 | 2,029 | 2,268 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 1,453 | 1,624 | 1,815 | 2,029 | 2,268 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(8) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の 把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた 医学的検査を実施する事業です。

確保方策 の内容

○ 安心、安全な妊娠、出産のため、指定医療機関と連携し、早期の妊娠 届出を啓発するとともに、定期的に妊婦健診を受けられるよう支援し ます。また、健診結果により保健師や栄養士による継続した支援を行 います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 回 | 3,362 | 3,220 | 3,084 | 2,954 | 2,829 |
| ② 確保方策 | 回 | 3,362 | 3,220 | 3,084 | 2,954 | 2,829 |
| 過不足(②一①) | 回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭を適切なサービ スにつなぐ事業です。

確保方策 の内容

- 新生児期の赤ちゃん訪問を実施し、母子への早期支援に努めます。
- 産後うつ病支援のため、産婦健診受診時のエジンバラ産後うつ病質問票の点数が高値の場合、早期に赤ちゃん訪問を行います。また、赤ちゃん訪問時に育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票も活用し、産後うつ病のアセスメントやハイリスク者への継続支援を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 件 | 286 | 278 | 273 | 268 | 263 |
| ② 確保方策 | 件 | 286 | 278 | 273 | 268 | 263 |
| 過不足(②一①) | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等 を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策 の内容 ○ 医療、保健、福祉等関係機関との情報共有を図り、今後も養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し、適切な指導及び助言を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 件 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ② 確保方策 | 件 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 過不足(②一①) | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(11) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡、調整等を行う事業です。

【基本型】

確保方策 の内容

○ 子ども及び保護者等が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、 地域の子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、身近な地域子 育て支援拠点等に出向き相談支援を行います。

【こども家庭センター型】

○ 妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、妊娠、出産、子育てに関する相談や支援プランの策定、各関係機関との連携等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

| | | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|-----------|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 是の目3.7: | 基本型 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ① 量の見込み | こども家庭 センター型 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 基本型 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 確保方策 | こども家庭 センター型 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足(2 |)-(1)) | か所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設が実費徴収などの上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について市が 一部を助成する事業です。

確保方策 の内容

○ 現状の把握に努め、今後の需要を見込みながら適切に助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への、民間事業者の参入の促進に関する調査、研究や、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策 の内容

○ 保育所等への民間の参入については、適宜、調査、検討を進めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に訪問し(支援を要するヤングケアラーを含む)、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

確保方策の内容

○ 支援を望む方を適切にサービスにつなぐことができるよう、提供体制 の確保に努めます。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 延べ人 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ② 確保方策 | 延べ人 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 過不足(②一①) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象 に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者 への相談等を行う事業です。

確保方策 の内容

○ 計画期間中での提供体制の整備を目指して検討を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| ② 確保方策 | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

確保方策 の内容

○ 計画期間中での提供体制の整備を目指して検討を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| ② 確保方策 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |

(17) 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、身近で相談に応じ、 様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

確保方策 の内容

○ 妊娠届出時や妊娠8か月頃、出産後に早期にアンケートや面談、家庭 訪問等を行い、妊産婦の状況把握や妊娠・子育てガイドを活用した今 後の見通しを一緒に立てるなど、安心して出産、子育てができるよう 伴走型の相談支援を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 810 | 795 | 780 | 780 | 780 |
| ② 確保方策 | 人 | 810 | 795 | 780 | 780 | 780 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

確保方策の内容

○ 地域の状況とニーズを適宜把握しながら、必要に応じて拡充、見直し 等を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 0 | 40 | 37 | 68 | 63 |
| ② 確保方策 | 人 | 0 | 40 | 37 | 68 | 63 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする産婦に、産科医療機関、居宅において助産師等の専門職がサポートを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

確保方策 の内容

○ 産科医療機関での宿泊型、日帰り型や助産院の訪問型など助産師等の 専門職が、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等き め細かな支援を行うなど、産後も安心して子育てができるよう関係機 関と連携した支援体制の確保を行います。

| | 単位 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和 10 (2028)年度 | 令和 11 (2029)年度 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| ① 量の見込み | 人 | 100 | 120 | 130 | 130 | 130 |
| ② 確保方策 | 人 | 100 | 120 | 130 | 130 | 130 |
| 過不足(②一①) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育及び子育て支援の推進

乳幼児期の教育・保育は、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援施策の安 定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保証するとともに、子どもの生涯にわたる 人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教員、保育士等の専門性の向上が不可欠であることから、合同研修や配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に努めます。

また、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所や認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

(2)保育所、認定こども園等と小学校との連携の推進

幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、意見交換を行います。また、子どもの学びについて、就学前施設の幼稚園教員、保育士等と小学校教員等が、相互に理解を深めるための情報交換や教育・保育の資質向上を図る研修の実施などを通して、円滑な連携に取り組みます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、 保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を実施します。

第7章 計画の推進にあたって

【1】計画の推進体制

1 教育・保育ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進にあたっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を適宜把握し、サービスの提供内容を検討することで、施設整備を含む事業の質の向上を目指します。

2 関係機関との連携の強化

本計画は、教育、保育の分野だけでなく、保健、医療、福祉、まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する計画です。そのため、庁内関係部署間の連携を強化し、分野横断的に施策を推進するとともに、関係機関や関係団体、愛媛県や近隣市町との連携、協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

3 市民の参画や地域との連携

本計画を、より実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ市民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 計画の周知

本計画の推進にあたっては、先に述べたように多様な主体が共通の認識を持つことが重要であることから、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の趣旨や目的、子育て支援に関する取組や事業について周知を図ります。

【2】計画の点検及び評価

計画の進行管理にあたっては、本計画(PLAN)の内容に基づいて事業を推進し(DO)、評価、検証(CHECK)を踏まえ、改善(ACTION)を図る必要があります。このPDCAサイクルの考え方に基づき、計画から評価まで、そして改善を計画に反映させる各々のプロセスを経て、環境の変化への迅速かつ柔軟な対応を図ります。

【 PDCAサイクルによる進行管理 】

